

○千葉県国土強靱化地域計画修正（原案）（別記）

ページ	主な修正理由	修正案	現行
59	基本計画の反映	<p>（別記1）プログラムごとの脆弱性評価結果 ※「●」は再掲</p> <p>1. <u>直接死を最大限防ぐ</u></p>	<p>（別記1）プログラムごとの脆弱性評価結果 ※「●」は再掲</p> <p>1. <u>大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</u></p>
59	基本計画の反映	<p>1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</p>	<p>1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生</p>
59	時点修正	<p>（地震対策の推進）</p> <p>○ 地震・津波による被害軽減施策を進めるため、被害想定調査の結果を踏まえた減災目標を平成29年7月に改訂したところであり、目標を達成するための取組を進める必要がある。また、県民の防災意識の向上を図るため、各地域における災害リスクを分かりやすく県民に伝える必要がある。</p>	<p>（地震対策の推進）</p> <p>○ 地震・津波による被害軽減施策を進めるため、被害想定調査の結果を踏まえた減災目標の策定について早急に検討を進める必要がある。また、県民の防災意識の向上を図るため、各地域における災害リスクを分かりやすく県民に伝える必要がある。</p>
59	移項（1-1から1-2へ）	<p><u>（削除）</u></p>	<p><u>（火災予防対策等の推進）</u></p> <p>○ 震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等について、設置を促進する必要がある。</p>
59	時点修正	<p>（学校施設の耐震化）</p> <p>○ 公立学校施設の耐震化率は、小・中学校は100%、高等学校は100%、特別支援学校は100%である〔令和3年4月1日時点〕。学校は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時の避難所等として活用される場合も多いことから、引き続き市町村が行う耐震関連事業に対して適切な助言を行う必要がある。</p>	<p>（学校施設の耐震化）</p> <p>○ 公立学校施設の耐震化率は、小・中学校は99.3%、高等学校は98.8%、特別支援学校は100%である〔平成28年4月1日時点〕。学校は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時の避難所等として活用される場合も多いことから、国の方針を踏まえて、耐震化の完了に向けて取り組む必要がある。</p>
59	新設	<p>○ 私立学校施設の耐震化率は、88.7%〔令和2年4月1日時点〕。国の方針を踏まえて、耐震化の完了に向けて取り組む必要がある。</p>	<p><u>（新設）</u></p>
59	時点修正	<p>（宅地の耐震化の推進）</p> <p>○ 大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落の防止を目的として、当該造成地の安全性の把握をするための調査を実施していく必要がある。</p>	<p>（宅地の耐震化の推進）</p> <p>○ 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の有無を調査し、その結果を公表するよう市町村に働きかけ、住宅造成地に伴う災害に対する県民の理解を深める必要がある。</p>

59	移項 (1-1から1-2へ)	(削除)	(密集市街地の解消) ○ 火災発生時に延焼により被害が拡大する可能性の高い密集市街地の改善を図るため、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行う土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進する。
59	語句修正	(緊急時の避難路等の整備) ○ 狭あいの道路が多くある市街地等は住民の避難や救助活動、必要物資の運搬等の災害時の活動を円滑に進めるために道路等を面的に整備する必要がある。	(緊急時の避難路等の整備) ○ 狭あいの道路が多くある市街地等は住民の避難や救助活動、必要物資の運搬等の災害時の活動を円滑に進めるために道路等を面的に整備をする必要がある。
59	時点修正	(無電柱化の推進) ○ 市街地における緊急輸送道路や防災拠点へのアクセス道路等での無電柱化を推進し、災害に強い道路の整備を進める必要がある。	(無電柱化の推進) ○ 大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を図る必要がある。
59	時点修正	(地域防災力の向上) ● 地域一丸となって災害に対応するためには、避難行動を含めた住民自身による自助の取組を促す必要があることから、学校における防災教育や家庭内備蓄等の防災啓発の推進や防災行政無線、防災ラジオ、Ｌアラート、Twitterなど防災情報の提供手段の充実強化を図る必要がある。 併せて、住民相互による共助の取組も促す必要があることから、地域住民の消防団への加入促進や自主防災組織の結成・活動促進等に努める必要がある。	(地域防災力の向上) ● 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。
59	移項 (1-2から1-1へ)	(県立体育施設の耐震化) ○ 災害時に避難所や防災活動拠点となりうる県立体育施設の耐震化率は84.6% (令和3年4月1日時点) であり、発災時の利用者保護も含め、災害時における機能を発揮する為に、耐震化を促進する必要がある。	(新設)
59	移項 (1-2から1-1へ)	(県立社会教育施設の耐震化) ○ 社会教育施設 (県立体育施設を除く) の耐震化率は92.6% (令和3年4月1日時点) である。避難所等に利用されることもあるため、さらに耐震化を促進する必要がある。	(新設)
59	移項 (1-2から1-1へ)	(住宅・建築物の耐震化の促進) ○ 住宅の耐震化率は約92% (R2)、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は約90% (R2) であるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断及び耐震改修の経済的負担が大きいこ	(新設)

		とから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。 ○ 庁舎、病院、学校等の公共建築物は、応急活動拠点として活用されるため、重点的に耐震化を推進する必要がある。 ○ つり天井など非構造部材等について安全対策を推進する必要がある。 (空家等対策の促進)	(新設)
59	外部意見の反映	○ 適切な管理がなされていない空家は、災害時に倒壊や部材の飛散等の恐れがあることから、市町村が行う空家等対策を促進する必要がある。 (被災宅地危険度判定の充実)	(新設)
59	移項 (1-2から1-1へ)	○ 大規模地震や豪雨などによる災害後の宅地の二次災害防止のため、被災宅地の危険度判定を適切に実施する判定士の養成や判定体制の整備充実を図る必要がある。 (被災建築物応急危険度判定の充実)	(新設)
59	移項 (1-2から1-1へ)	○ 行政職員だけでは対応が困難となるような、大規模な地震発生後の被災建築物応急危険度判定が、迅速かつ円滑に実施されるよう、行政職員と併せて民間の建築士等を応急危険度判定士として養成する必要がある。 (医療施設の耐震化)	(新設)
59	移項 (1-2から1-1) へ	○ 災害時に医療機能を提供できない事態を避けるため、病院等の医療施設の耐震化を促進する必要がある。 特に、災害時に県内の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の耐震化を着実に推進する必要がある。 (病院における倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修)	(新設)
59	新設	○ 敷地内で倒壊の危険性があるブロック塀について、地震発生時等の倒壊による患者や周辺住民への被害を防ぐ必要がある。 (社会福祉施設の耐震化)	(新設)
59	移項 (1-2から1-1へ)	○ 社会福祉施設は、自ら避難することが困難な方が多く利用している施設であり、施設の耐震化等により安全性を確保し、安心して暮らせる環境づくりを推進する必要がある。 【重要業績指標】	(新設)
59	時点修正	公立学校施設の耐震化率 小・中学校100%、高等学校100%、特別支援学校100% (令和3年4月1日現在)	公立学校施設の耐震化率 小・中学校99.3%、高等学校98.8%、特別支援学校100% (平成28年4月1日時点)
59	時点修正	大規模盛土造成地の有無等の公表率 100% (R元)	大規模盛土造成地の有無等の公表率 7.4% (H27)

59	移項 (1-1から1-2 ～)	<u>(削除)</u>	密集市街地を含む土地区画整理事業及び市街地再開発事業の整備面積率 <u>55.4%(H27)</u>
59	移項 (1-1から1-2 ～)	<u>(削除)</u>	土地区画整理事業の整備面積率 <u>58.1% (H27)</u>
59	時点修正	無電柱化整備延長 <u>28.6km (R2)</u>	無電柱化整備延長 <u>26km (H27)</u>
59	移項 (1-2から1-1 ～)	県立体育施設の耐震化率 <u>84.6% (R3)</u>	<u>(新設)</u>
59	移項 (1-2から1-1 ～)	県立社会教育施設 (県立体育施設を除く) の耐震化率 <u>92.6% (R3)</u>	<u>(新設)</u>
59	移項 (1-2から1-1 ～)	住宅の耐震化率 <u>約92% (R2)</u>	<u>(新設)</u>
59	移項 (1-2から1-1 ～)	耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 <u>約90% (R2)</u>	<u>(新設)</u>
59	移項 (1-2から1-1 ～)	災害拠点病院の耐震化率 <u>92.3% (R2)</u>	<u>(新設)</u>
59	移項 (1-2から1-1 ～)	病院の耐震化率 <u>77.2% (R2)</u>	<u>(新設)</u>
59	移項 (1-2から1-1 ～)	社会福祉施設の耐震化率 <u>93.3% (H28)</u>	<u>(新設)</u>
59	移項 (1-2から1-1 ～)	被災宅地危険度判定士の登録者数 <u>1,859人 (R元)</u>	<u>(新設)</u>
59	移項 (1-2から1-1 ～)	被災宅地危険度判定士の登録判定士の実務研修受講者数 <u>313人 (R元)</u>	<u>(新設)</u>
59	移項 (1-2から1-1 ～)	判定実施本部における被災建築物応急危険度判定士の確保 <u>42/54 (R2)</u>	<u>(新設)</u>
59	時点修正 時点修正	自主防災組織の活動カバー率※再掲 <u>68.9% (R2)</u>	自主防災組織のカバー率 <u>59.5% (H27)</u>
60	基本計画の反映	1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊
60	移項 (1-2から1-1 ～)	<u>(削除)</u>	<u>(公立社会体育施設の耐震化)</u> ○ <u>災害時に避難所や防災活動拠点となりうる県立体育施設の耐震化率は61.5% (H28) であり、発災時の利用者保護も含め、災害時における機能を発揮する為に、耐震化を促進す</u>

60	移項 (1-2から1-1 へ)	<u>(削除)</u>	<p>る必要がある。</p> <p><u>(公立社会教育施設の耐震化)</u></p> <p>○ <u>県立社会教育施設の耐震化率は、89.3% (H28) である。避難所等に利用されることもあるため、さらに耐震化を促進する必要がある。</u></p>
60	移項 (1-2から8-4 へ)	<u>(削除)</u>	<p><u>(文化財に係る各種防災対策の支援)</u></p> <p>○ <u>文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、市町村及び文化財所有者等に対して、大規模自然災害への予防措置等の指導・助言を行う必要がある。</u></p>
60	移項 (1-2から1-1 へ)	<u>(削除)</u>	<p><u>(住宅・建築物の耐震化の促進)</u></p> <p>○ <u>住宅の耐震化率は約84% (H25)、特定建築物の耐震化率は約91% (H26) であるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断及び耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。</u></p> <p>○ <u>庁舎、病院、学校等の公共建築物は、応急活動拠点として活用されるため、重点的に耐震化を推進する必要がある。</u></p> <p>○ <u>つり天井など非構造部材等について安全対策を推進する必要がある。</u></p>
60	移項 (1-2から1-1 へ)	<u>(削除)</u>	<p><u>(医療施設の耐震化)</u></p> <p>○ <u>病院の耐震化を促進する必要がある。特に、災害時、広域的な災害医療の拠点となる災害拠点病院の耐震化を進める必要がある。</u></p>
60	移項 (1-2から1-1 へ)	<u>(削除)</u>	<p><u>(社会福祉施設の耐震化)</u></p> <p>○ <u>社会福祉施設は、自ら避難することが困難な方が多く利用している施設であり、施設の耐震化等により安全性を確保し、安心して暮らせる環境づくりを推進する必要がある。</u></p>
60	移項 (1-2から1-1 へ)	<u>(削除)</u>	<p><u>(被災宅地危険度判定の充実)</u></p> <p>○ <u>大規模地震や豪雨などによる災害後の宅地の二次災害防止のため、被災宅地の危険度判定を適切に実施する判定士の養成や判定体制の整備充実を図る必要がある。</u></p>
60	移項 (1-2から1-1 へ)	<u>(削除)</u>	<p><u>(被災建築物応急危険度判定の充実)</u></p> <p>○ <u>行政職員だけでは対応が困難となるような、大規模な地震発生後の被災建築物応急危険度判定が、迅速かつ円滑に実施されるよう、行政職員と併せて民間の建築士等を被災建築物応急危険度判定士として養成する必要がある。</u></p>

60	移項 (1-1から1-2 へ)	<u>(火災予防対策等の推進)</u> ○ <u>感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等について、設置を促進する必要がある。</u>	<u>(新設)</u>
60	移項 (1-1から1-2 へ)	<u>(密集市街地の解消)</u> ○ <u>大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の、火災予防・被害低減のための改善整備について取り組む必要がある。</u>	<u>(新設)</u>
60	時点修正	(LPガスの放出による延焼防止) ○ LPガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。	(LPガスの放出防止) ○ <u>地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。</u>
61	移項 (1-2から1-1 へ)	【重要業績指標】 <u>(削除)</u>	【重要業績指標】 <u>県立体育施設の耐震化率 61.5% (H28)</u>
61	移項 (1-2から1-1 へ)	<u>(削除)</u>	<u>県立社会教育施設の耐震化率 89.3% (H28)</u>
61	時点修正	住宅用火災警報機設置率 <u>75.9% (R2)</u>	住宅用火災警報機設置率 <u>74.2% (H27)</u>
61	移項 (1-2から1-1 へ)	<u>(削除)</u>	<u>住宅の耐震化率 約84% (H25)</u>
61	移項 (1-2から1-1 へ)	<u>(削除)</u>	<u>特定建築物の耐震化率 約91% (H26)</u>
61	移項 (1-2から1-1 へ)	<u>(削除)</u>	<u>被災宅地危険度判定士の登録者数 1,649人 (H26)</u>
61	移項 (1-2から1-1 へ)	<u>(削除)</u>	<u>被災宅地危険度判定士の登録判定士の実務研修受講者数 64人 (H27)</u>
61	移項 (1-2から1-1 へ)	<u>(削除)</u>	<u>目標年度における被災建築物応急危険度判定士の70歳未満の登録者数 3,272人 (H27)</u>
61	移項 (1-2から1-1 へ)	<u>(削除)</u>	<u>災害拠点病院の耐震化率 85.7% (H27)</u>
61	移項 (1-2から1-1 へ)	<u>(削除)</u>	<u>社会福祉施設の耐震化率 90.3% (H26)</u>
61	移項 (1-2から1-1 へ)	<u>(削除)</u>	<u>病院の耐震化率 69.7% (H27)</u>
61	移項 (1-1から1-2 へ)	<u>密集市街地を含む土地区画整理事業及び市街地再開発事業の整</u>	<u>(新設)</u>

61	～) 移項 (1-1から1-2 ～)	<u>備面積率 60.6% (R2)</u> <u>土地区画整理事業の整備面積率 78.2% (R2)</u>	<u>(新設)</u>
61	基本計画の反映	1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
61	時点修正	(中略) (港湾における津波避難対策の検討) ○ <u>港湾地域において浸水被害が想定されるエリアについては、市が策定する津波避難計画に港湾の特殊性を考慮した対策を反映できるよう支援する必要がある。</u>	(中略) (港湾における津波避難対策の実施) ○ <u>避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波からの避難を確実に行うため、「港湾における津波避難対策」を検討し、津波避難行動の啓発や実践的な避難訓練等を関係機関が連携して進める必要がある。</u>
61	時点修正	(中略) (海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進) ○ <u>海岸保全施設が、今後大量に施設更新時期を迎えるため、維持管理費用の縮減化や各年の維持管理費の平準化を目的とした長寿命化計画を策定し、その計画に基づいた施設維持管理、施設の更新を図る必要がある。</u>	(中略) (海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進) ○ <u>津波や高潮からの防護に必要な海岸保全施設が、今後大量に施設更新時期を迎えるため、維持管理費用の縮減化や各年の維持管理費の平準化を目的とした長寿命化計画を策定し、計画的な施設維持管理や、施設の更新を進める必要がある。</u>
61	時点修正 (事業完了)	(中略) <u>(削除)</u>	(中略) <u>(河川管理施設の地震・津波対策)</u> ○ <u>平成23年東日本大震災で被災を受けた太平洋沿いの河川管理施設の耐震化・津波対策等を、計画的かつ着実に進める必要がある。</u> <u>また、水門、樋門の自動化を検討しつつ、確実な作業と操作員の安全を確保する必要がある。</u>
61	再掲	<u>(水害に強い地域づくり (河川))</u> ● <u>河道掘削・築堤等による河道改修や調節池、流域貯留浸透施設等の整備を進めるとともにダムの改良・更新を進める必要がある。</u> <u>また、気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を推進していく必要がある。</u> <u>これらの県事業のほか、国直轄事業である利根川、江戸川の堤防整備を促進する必要がある。</u>	<u>(新設)</u>

61	時点修正	(中略) (削除)	(中略) (市町村の津波避難体制確立への支援) ○ <u>津波が発生した際に、市町村の津波対応や住民等の迅速な避難行動ができるよう、市町村に津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果のデータを提供するとともに、「千葉県津波避難計画策定指針」を必要に応じて見直すなど、市町村の津波ハザードマップや津波避難計画の作成、見直し及び市町村区域を越えた避難体制の構築を支援する必要がある。</u>
61	国の取組の反映	(中略) (災害情報の収集・伝達手段の多様化) ● <u>県民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築するため、情報収集においては、既存の防災情報システム等に加え、AIを活用してTwitter等のSNSからも情報収集を行うとともに、情報発信においても、防災行政無線やLアラート、防災ポータルサイト、防災メール、コミュニティFMに加え、SNSを活用することにより、情報収集力、情報発信力の更なる多様化及び強化充実を図る必要がある。</u> 【重要業績指標】	(中略) (Lアラート等による災害情報の伝達) ● <u>防災行政無線やLアラート、防災ポータルサイト、防災メール、コミュニティFM等を通じ、県民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築する必要がある。</u> 【重要業績指標】
62	時点修正	海岸県有保安林の整備面積 <u>138ha (R元)</u>	海岸県有保安林の整備面積 <u>65ha (H27)</u>
62	時点修正	「海岸施設長寿命化計画」の策定 <u>建設海岸 実施中 (R2)、港湾海岸 策定済 (R2)、漁港海岸 策定済 (R2)</u>	「海岸施設長寿命化計画」の策定 <u>建設海岸 未策定 (H28)、港湾海岸 未策定 (H28)、漁港海岸 未策定 (H27)</u>
62	時点修正	「海岸施設長寿命化計画」に基づく点検・補修 <u>建設海岸 未実施 (R3)、港湾海岸 未実施 (R2)、漁港海岸 未実施 (R2)</u>	「海岸施設長寿命化計画」に基づく点検・補修 <u>未実施 (H28)</u>
62	時点修正	排水機場等の長寿命化計画に基づく延命処置 <u>建設海岸 実施中 (R2)</u> <u>港湾海岸 実施中 (R2)</u> <u>漁港海岸 実施中 (R2)</u>	老朽化対策(水門・排水機場等) (港湾海岸 全 109 施設) <u>4 施設 (H28)</u>
62	時点修正	海岸堤防整備 (建設海岸) (全 51.7km) <u>9.0km (R元)</u> 海岸堤防整備 (港湾海岸) (全 66.9km) <u>32.2km (R2)</u> 海岸堤防整備 (漁港海岸) (全 2.3km) <u>1.2km (R2)</u>	海岸堤防整備 (建設海岸) (全 51.7km) <u>19.8km (H28)</u> (新設) (新設)
62	時点修正	海岸侵食対策<ヘッドランド> (全 11 基) <u>0 基 (R元)</u> 海岸侵食対策<離岸堤> (全 7 基) <u>0 基 (R元)</u> 海岸侵食対策<養浜> (全 2,700,00 m ³) <u>0 m³ (R元)</u>	海岸侵食対策<ヘッドランド> (全 9.4km) <u>6.0km (H28)</u> (新設) 海岸侵食対策<養浜> (全 231,000m ³) <u>63,800m³ (H28)</u>

62	時点修正(事業完了)	<u>(削除)</u>	<u>水門・樋門の自動化(建設海岸) 検討(H28)</u>
62	時点修正(事業完了)	<u>(削除)</u>	<u>水門・樋門の自動化(津波対策河川) 検討(H28)</u>
62	時点修正	<u>河川整備目標に対する河川整備率※再掲 58.2%(R元)</u>	<u>河川整備(津波対策)(全7河川) 14.3%(H28)</u>
62	再掲	<u>河川の地震・高潮対策※再掲 1河川(R元)</u>	<u>(新設)</u>
62	時点修正	<u>高潮ハザードマップ作成のための浸水想定の実施 実施中(R元)</u>	<u>高潮ハザードマップ作成のための浸水想定の実施 実施中(H28)</u>
62	時点修正	<u>(削除)</u>	<u>海岸堤防整備(港湾海岸)(全66.9km) 31.8km(H28)</u>
62	時点修正	<u>(削除)</u>	<u>海岸堤防整備(漁港海岸)(全3.2km) 0.2km(H28)</u>
62	時点修正	<u>耐震・液状化対策(建設海岸) 未実施(R元)</u>	<u>耐震・液状化対策(建設海岸) 検討(H28)</u>
62	時点修正	<u>耐震・液状化対策(水門) 5施設(R2)</u>	<u>耐震・液状化対策(水門) 4施設(H28)</u>
62	時点修正	<u>港湾における津波避難対策の検討(1市) 実施済(R2)</u>	<u>港湾における津波避難対策の検討 未検討(H28)</u>
62	移項(1-3から1-5へ)	<u>(削除)</u>	<u>土砂災害防止法に基づく基礎調査の推進 5,663箇所(H27)</u>
63	基本計画の反映	1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
63	地域特性の反映	<p>(中略)</p> <p>(水害に強い地域づくり(河川))</p> <p>○ <u>河道掘削・築堤等による河道改修や調節池、流域貯留浸透施設等の整備を進めるとともにダムの改良・更新を進める必要がある。</u></p> <p><u>また、気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を推進していく必要がある。</u></p> <p><u>これらの県事業のほか、国直轄事業である利根川、江戸川の堤防整備を促進する必要がある。</u></p>	<p>(中略)</p> <p>(水害に強い地域づくり(河川))</p> <p>○ <u>水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤等による河道改修を進める必要がある。また、ダムの改築及び長寿命化計画を進める必要がある。</u></p>
63	地域特性の反映	<p>(中略)</p> <p>(河川監視体制の強化)</p> <p>○ <u>住民の迅速な避難行動に繋げるため、きめ細かな水位監視に努めるとともに、洪水時の水位観測に特化した危機管理型水位計の設置を進める必要がある。</u></p>	<p>(中略)</p> <p>(新設)</p>

22	地域特性の反映	<p>また、住民の自発的な避難行動に結びつくよう、河川監視カメラを設置する必要がある。</p>	(新設)
		<p>(避難情報の確実な伝達)</p>	
63	時点修正	<p>○ 関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有したうえで、防災行動とその実施主体を時系列で整理したタイムラインを市町村と協働して策定する必要がある。</p>	(海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進)
		<p>(海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進)</p>	
		<p>● 海岸保全施設が、今後大量に施設更新時期を迎えるため、維持管理費用の縮減化や各年の維持管理費の平準化を目的とした長寿命化計画を策定し、その計画に基づいた施設維持管理、施設の更新を図る必要がある。</p>	<p>● 津波や高潮からの防護に必要な海岸保全施設が、今後大量に施設更新時期を迎えるため、維持管理費用の縮減化や各年の維持管理費の平準化を目的とした長寿命化計画を策定し、計画的な施設維持管理や施設の更新を進める必要がある。</p>
		<p>(中略)</p>	(中略)
63	時点修正	<p>(水害に強い地域づくり (下水道))</p>	(水害に強い地域づくり (下水道))
		<p>○ 水害による被害を最小限にするため、下水道 (雨水) 施設の整備を促進する必要がある。</p>	<p>○ 大規模水害による被害を最小限にするため、下水道 (雨水) 施設の整備を促進する必要がある。</p>
63	時点修正	<p>(印旛沼防災拠点の整備)</p>	(印旛沼防災拠点の整備)
		<p>○ 台風の大型化や局地的豪雨の増加など地球温暖化による災害リスクの増大が課題となっていることから、印旛沼周辺6市町 (成田市・佐倉市・八千代市・印西市・酒々井町・栄町) で登録した「印旛沼かわまちづくり計画」により、水辺の賑わい機能を兼ね備えた防災拠点を整備し、地域防災力の向上を図る必要がある。</p>	<p>○ 印旛沼周辺5市町 (成田市・佐倉市・八千代市・印西市・酒々井町・栄町) で平成26年度末に登録した「印旛沼かわまちづくり計画」の推進の課題として、台風の大型化や局地的豪雨の増加など地球温暖化による災害リスクの増大、水質悪化、水辺の利活用などまちの魅力向上と併せて地域防災力の高いまちづくりを促進する必要がある。</p>
63	地域特性の反映	<p>(都市型水害対策のための緑地の確保)</p>	(新設)
		<p>○ 都市型水害軽減のため、雨水の流出抑制機能を持った緑地や都市公園の整備等を促進する必要がある。</p>	(集中豪雨等に対応した排水施設の保全・整備)
63	地域特性の反映	<p>(農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進)</p>	(集中豪雨等に対応した排水施設の保全・整備)
		<p>● 農村地域の災害未然防止や国土保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業水利施設等の整備・補強を推進する必要がある。</p>	<p>○ 農村地域の災害未然防止や国土保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。</p>
		<p>また、集中豪雨や大規模地震等で崩壊した場合の経済活動及び住民生活等に影響が大きい地すべり防止施設については、土砂災害の被害を最小限に抑えるため、整備を推進する必要がある。</p>	

63	時点修正	<u>(広域的避難の枠組整備)</u> ○ 大規模災害から住民を広域的に避難させる枠組みの整備に向け、他都県市等の関係機関と連携協力しながら検討を進める必要がある。 (中略) 【重要業績指標】	<u>(広域的避難の枠組み整備)</u> ○ <u>想定外の大規模災害</u> から住民を広域的に避難させる枠組みの整備に向け、他都県市等の関係機関と連携協力しながら検討を進める必要がある。 (中略) 【重要業績指標】
64	時点修正	水辺拠点の整備 (西印旛沼および新川) <u>1箇所実施中 (R2)</u>	水辺拠点の整備 (西および北印旛沼) <u>1箇所実施中 (H28)</u>
64	時点修正	河川整備目標に対する河川整備率 <u>58.2% (R元)</u>	重点整備河川の整備 <u>67.4% (H28)</u>
64	新設	河川の地震・高潮対策 <u>1河川 (R元)</u>	<u>(新設)</u>
64	時点修正	ダムの堰堤改良 <u>(全5施設) 1施設 (R元)</u>	ダムの堰堤改良 <u>(全2施設) 0施設 (H28)</u>
64	時点修正 (事業完了)	<u>(削除)</u>	ダムの長寿命化計画策定 (全5施設) <u>2施設 (H28)</u>
64	時点修正	排水機場等の長寿命化計画に基づく延命処置 <u>建設海岸※再掲 実施中 (R2)</u> <u>港湾海岸※再掲 実施中 (R2)</u> <u>漁港海岸※再掲 実施中 (R2)</u>	排水機場等の長寿命化計画に基づく延命処置 <u>施設 実施中 (H28)</u>
64	時点修正	河川維持管理計画作成 <u>217河川作成済 (R2)</u>	河川維持管理計画作成 <u>68河川 (H27)</u>
64	再掲	「海岸施設長寿命化計画」に基づく点検・補修※再掲 <u>建設海岸未実施 (R3)、港湾海岸 実施 (R2)、漁港海岸 未実施 (R2)</u>	<u>(新設)</u>
64	再掲	<u>海岸堤防整備 (建設海岸) (全51.7km) ※再掲 9.0km (R元)</u> <u>海岸堤防整備 (港湾海岸) (全66.9km) ※再掲 32.2km (R2)</u> <u>海岸堤防整備 (漁港海岸) (全2.3km) ※再掲 1.2km (R2)</u>	<u>(新設)</u>
64	再掲	<u>海岸侵食対策<ヘッドランド> (全11基) ※再掲 0基 (R元)</u> <u>海岸侵食対策<離岸堤> (全7基) ※再掲 0基 (R元)</u> <u>海岸侵食対策<養浜> (全2,700,00 m³) ※再掲 0 m³ (R元)</u>	<u>(新設)</u>
64	新設	湛水被害のリスクを軽減する面積 <u>4,414ha (R2)</u>	<u>(新設)</u>
64	時点修正	<u>(削除)</u>	海岸堤防整備 (港湾海岸 全66.9km) ※再掲 <u>31.8km (H28)</u>
64	基本計画の反映	1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
64	移項 (1-5から7-4へ)	<u>(削除)</u>	<u>(ため池の耐震化)</u> ○ 大規模地震等により被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業用ため池の地震被害を防止するため、

64	時点修正	<p>(激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策)</p> <p>○ 地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等のハード整備及び長寿命化計画を推進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。また、土砂災害防止法に基づき、基礎調査結果を関係住民及び市町村に周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を着実に進め、警戒避難体制の整備や住宅の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する必要がある。</p>	<p>耐震対策を推進する必要がある。</p> <p>(激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策)</p> <p>○ 地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等のハード整備及び長寿命化計画を推進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。また、併せて土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表や土砂災害警戒区域等の指定の推進などソフト対策による警戒避難体制の充実を図る必要がある。</p>
64	時点修正	<p>(土砂災害警戒区域の指定による警戒避難体制の整備等への支援)</p> <p>○ 令和元年度末までに基礎調査が完了した箇所の土砂災害警戒区域等の指定が、令和3年5月末までに全て完了し、また、最新の高精度な地形情報や市町村からの情報提供により、新たに選定・公表した「基礎調査予定箇所」について、市町村と連携して基礎調査及び区域指定を進め、市町村が行う警戒避難体制の整備等について、引き続き支援する必要がある。</p>	<p>(土砂災害警戒区域の指定による警戒避難体制の整備等への支援)</p> <p>○ 土砂災害防止法が改正され、おおむね5年程度で基礎調査を完了させることから、今後、急速な区域指定の進捗が見込まれるため、市町村が行う警戒避難体制の整備等について、支援する必要がある。</p>
64	国の取組の反映	<p>(土砂災害警戒情報の発表)</p> <p>○ 大雨による土砂災害の恐れがある場合に、市町村における避難指示の発令判断や住民の自主的な避難行動に繋がる防災気象情報として、銚子地方气象台と共同で、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当)を迅速かつ的確に発表する必要がある。</p>	<p>(新設)</p>
64	時点修正	<p>(土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施・緊急情報の通知)</p> <p>○ 大規模な地すべりが発生した場合(地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合や、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合)は、土砂災害防止法第28条により、緊急調査を実施し市町村への情報提供を迅速に行う必要がある。</p>	<p>(土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び緊急情報の通知)</p> <p>○ 巨大地震や集中豪雨等により、大規模な地すべりが発生した場合(地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合や、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合)は、土砂災害防止法第28条により、緊急調査を実施し市町村への情報提供を迅速に行うため、実施体制を構築する必要がある。</p>
64	移項(1-5から7-5へ)	<p>(削除)</p>	<p>(富士山噴火による降灰対策)</p> <p>○ 富士山噴火による降灰被害は広域範囲に及ぶため、国の検討状況を踏まえ、火山灰による被害を軽減する対策を検討する必要がある。</p>
64	外部意見の反映	<p>(盛土の崩落を防ぐ安全対策)</p> <p>○ 都市計画法に基づく開発行為については、許可基準に基づき、適切に審査・検査等を行うとともに、同法に違反する不適正な盛土による崩落等を防止するため、関係市町村と連携し、</p>	<p>(新設)</p>

		<p>事業者への指導を行うなど、適正な宅地開発の履行を促進する必要がある。</p> <p>○ 農地については、不適正な盛土による崩落・地すべりを防止するため、市町村等の関係機関との連携により、監視の強化と事業者への指導、悪質な事業者への行政処分の徹底等を図る必要がある。</p> <p>○ 森林法に基づく開発行為については、審査基準に基づき、適切に審査等を行うとともに、同法に違反する不適正な盛土による崩落等を防止するため、市町村等の関係機関との情報共有を図りながら、事業者への工事の進捗状況の確認や現地調査を適時に実施し、施工状況に応じたきめ細やかな指導を行うなどの現場の監視を強化し、また、計画どおり施工されていない場合等の危険性を的確に把握し、事業者への適切な指導を行うなど、適正な林地開発行為の履行を図る必要がある。</p> <p>○ なお、残土及び再生土による埋立てについては、汚染物質の混入等や、不適正な堆積構造による崩落を防止するため、市町村等の関係機関との連携により、監視の強化と事業者への指導、悪質な事業者への行政処分の徹底等を図る必要がある。</p> <p>【重要業績指標】</p>	
65	時点修正	砂防関係施設の整備により保全される人家戸数(全575戸) <u>161戸 (R元)</u>	【重要業績指標】 砂防関係施設の整備により保全される人家戸数(全203戸) <u>31戸 (H28)</u>
65	時点修正(事業完了)	<u>(削除)</u>	砂防関係施設の長寿命化計画の策定 <u>未策定 (H28)</u>
65	新設	砂防関係施設の長寿命化計画に基づく点検・補修 <u>未実施 (R2)</u>	<u>(新設)</u>
65	移項(1-3から1-5へ)	土砂災害防止法に基づく基礎調査の推進 <u>10,980箇所 (R元)</u>	<u>(新設)</u>
65	基本計画の反映	<u>(削除)</u>	1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
65	移項(1-6から4-3へ)	<u>(削除)</u>	<u>(Lアラート等による災害情報の伝達)</u> ○ 防災行政無線やLアラート、防災ポータルサイト、防災メール、コミュニティFM等を通じ、県民が容易に必要な情報入手できる環境を構築する必要がある。
65	移項(1-6から4-3へ)	<u>(削除)</u>	<u>(地方公共団体の組織体制の強化・危機対応能力の向上)</u>

	～)			○ <u>情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である県・市町村の危機対応能力の向上を図る必要がある。</u> <u>(災害時避難行動要支援者対策の促進)</u>
65	移項 (1-6から4-3 ～)	<u>(削除)</u>		○ <u>避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、各市町村において避難行動要支援者名簿の作成が進められており、今後、さらに名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層促進し、避難支援体制の充実を図る必要がある。</u> <u>(福祉避難所の指定促進)</u>
65	移項 (1-6から4-3 ～)	<u>(削除)</u>		○ <u>各市町村において、福祉避難所の指定は進んできているが、取組を一層促進するとともに、要配慮者が避難生活を送るために必要となる備品や設備などの配備・充実、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。</u> <u>(外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達)</u>
65	移項 (1-6から4-3 ～)	<u>(削除)</u>		○ <u>災害が発生したときに観光・宿泊施設にいる訪日外国人と日本人とでは、言語の問題からアクセスできる情報に格差が生じることから、各施設において外国人を速やかに誘導し、適切な情報提供を行える体制の整備を促すため、具体的な対処方法等について周知を図る必要がある。</u> <u>(大規模災害に備えた自助・共助の取組の強化)</u>
65	移項 (1-6から4-3 ～)	<u>(削除)</u>		○ <u>災害時の被害の最小化を図るためには地域防災力の向上が重要であることから、防災教育の推進と自主防災組織の育成強化等に努めるとともに、県民一人ひとり及び地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図る必要がある。</u> 【重要業績指標】 <u>自主防災組織のカバー率 59.5% (H27)</u>
65	移項 (1-6から2-3 ～)	<u>(削除)</u>	【重要業績指標】	
65	時点修正 (事業完了)	<u>(削除)</u>		<u>福祉避難所の指定又は協定施設がある市町村数 47 市町村 (H27)</u>
66	基本計画の反映		<u>2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</u>	<u>2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)</u>

66	基本計画の反映	2-1)被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	2-1)被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
66	時点修正	(中略) (上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築) ○ 上水道の基幹管路の耐震適合率は約6割(R元)であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に <u>応急給水活動を実施できるよう対応の充実を図る必要がある。</u>	(中略) (上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築) ○ 上水道の基幹管路の耐震適合率は約5割(H26)であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に <u>応急給水活動を実施できる体制を整備する必要がある。</u>
66	地域特性の反映	○ 水害による水道施設への被害を最小限度に抑えるための施設整備を促進するとともに、 <u>停電対策として非常用発電設備等の整備の促進を図る必要がある。また、水害に伴う施設の損壊や水道管の破損等が発生した場合にも、適切な応急措置及び迅速な復旧が行えるよう対応の充実を図る必要がある。</u>	○ 水害による水道施設への被害を最小限度に抑えるための施設整備を <u>促進する必要がある。</u>
66	時点修正	○ <u>水道災害相互応援協定による応急給水等の対応の充実を図る必要がある。</u>	<u>(新設)</u>
66	移項(2-1から5-8へ)	<u>(削除)</u>	○ 本県は、 <u>地形的及び地理的に水資源に恵まれないことから、水源の約2/3を利根川水系に依存しており、安定した水資源に加え、雨水や再生水等を有効利用する必要がある。</u>
66	時点修正	○ <u>飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置、または防災用井戸の整備促進を図る必要がある。</u>	<u>(新設)</u>
66	地域特性の反映	○ 県営水道においては、東日本大震災等を踏まえて将来の震災に備えた水道施設の計画的な更新・耐震化を推進するとともに、 <u>令和元年房総半島台風等による停電・浸水被害などの状況を踏まえ、非常用自家発電設備の強化及び浸水対策に取り組む必要がある。また、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動や応急復旧活動が行えるよう、給水区域内の各市や関係団体等との連携を強化していく必要がある。</u>	○ 県営水道においては、東日本大震災を踏まえて将来の震災に備えた水道施設の計画的な更新・耐震化を推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に <u>応急給水活動が行えるよう、給水区域内の各市(新設)との連携を強化していく必要がある。</u>
66	時点修正	(支援物資の調達・供給体制の構築) ○ <u>民間物流施設の活用、協定の締結等により、地方公共団体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築し、実効性を高めていく必要がある。</u>	(支援物資の調達・供給体制の構築) ○ <u>民間物流施設の活用、協定の締結等により、県、市町村、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築し、実効性を高めていく必要がある。</u>
66	時点修正	(中略) (道路施設の老朽化対策)	(中略) (道路施設の老朽化対策)

66	時点修正	<p>○ 災害時の物資輸送に資する交通機能を確保するため、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>(道路橋梁の耐震化)</p> <p>○ 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、<u>道路の防災、震災対策として緊急輸送道路を含む国道・県道の橋梁の耐震化を着実に推進する必要がある。</u></p>	<p>○ 災害時の物資輸送に資する交通機能を確保するため、<u>今後大量に更新時期を迎える道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する必要がある。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(道路橋梁の耐震化)</p> <p>○ 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、<u>緊急輸送道路を含む国道・県道の橋梁の耐震化を着実に推進する必要がある。</u></p>
66	時点修正	<p>(中略)</p> <p>(耐震強化岸壁の整備)</p> <p>○ 災害の発生により各都市を結ぶ輸送路に重大な被害が生じた場合、多くの背後人口を抱える県内において、<u>救援物資や救援救護要員の輸送を可能とする緊急輸送の施設が不足している現状であることから、耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、救援・復旧支援基礎用地としてのオープンスペースを整備する必要がある。</u></p>	<p>(中略)</p> <p>(耐震強化岸壁の整備)</p> <p>○ 災害の発生により各都市を結ぶ輸送路に重大な被害が生じた場合、多くの背後人口を抱える県内において、<u>救援物資や救援救護要員の輸送を可能とする緊急輸送の施設が不足している現状であることから、耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。</u></p>
66	時点修正	<p>(中略)</p> <p>(ガス施設等の老朽化対策の推進)</p> <p>● <u>耐食性・耐震性に優れた管への取替を促進するとともに、関係機関と連携しつつ、老朽化対策等を推進する必要がある。</u></p>	<p>(中略)</p> <p>(ガス施設等の老朽化対策等の推進)</p> <p>○ <u>ガス施設等について、耐食性・耐震性に優れた管への取替を促進するとともに、関係機関と連携しつつ、老朽化対策等を推進する必要がある。</u></p>
66	移項 (2-4から2-1へ)	<p>(中略)</p> <p>(病院における電力供給体制の確保)</p> <p>○ <u>災害時における県内の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院では、災害時において病院の基本的な機能を維持するため、平時から自家発電機等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、自立・分散型エネルギー(コージェネレーション等)導入の検討を行うなど、病院における電力供給体制の確保を図る必要がある。</u></p>	<p>(中略)</p> <p>(新設)</p>
66	地域特性の反映	<p>○ <u>病院における非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定に基づく連携体制の充実を図る必要がある。</u></p> <p>(<u>社会福祉施設における電力供給体制の確保</u>)</p>	<p>(新設)</p>

66	移項 (2-4から2-1へ)	<p>○ <u>社会福祉施設については、社会福祉施設の入所者等の安全を確保するため、災害時においても基本的な機能を維持する必要があることから、平時から自家発電機等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、施設における電力供給体制の確保を図る必要がある。</u> <u>(災害時の石油類燃料の確保)</u></p> <p>○ <u>災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、石油商業組合や石油連盟との協定等に基づく供給体制の整備を図る必要がある。</u> <u>(道路の防災対策)</u></p>	(新設)
66	移項 (2-4から2-1へ)	○ <u>道路の防災、震災対策を着実に推進する必要がある。</u> <u>(無電柱化の推進)</u>	(新設)
66	再掲	● <u>市街地における緊急輸送道路や防災拠点へのアクセス道路等での無電柱化を推進し、災害に強い道路の整備を進める必要がある。</u> <u>(大規模停電対策)</u>	(新設)
66	再掲	● <u>台風等による風倒木に起因する電柱倒壊で広範囲に長期間の停電が発生した場合、県民生活や経済活動に大きな被害が発生することから、電力会社等と連携して災害時の早期電力復旧に取り組む必要がある。</u> ● <u>停電被害を未然に防止するため、平時においても危険木の事前伐採に電力会社と連携して取り組み、電力供給網の予防保全を図る必要がある。</u> <u>(災害に強い森づくりの促進)</u>	(新設)
66	再掲	● <u>風倒木等による災害を未然に防止するため、市町村が行うインフラ周辺の事前伐採等の森林整備を支援する必要がある。</u> 【重要業績指標】	(新設)
67	時点修正	道路法面等の要対策箇所の対策率 <u>42.2% (R2)</u>	【重要業績指標】 道路法面等の要対策箇所の対策率 <u>66% (H27)</u>
67	時点修正	橋梁の耐震補強率 <u>65.0% (R2)</u>	橋りょうの耐震補強率 <u>99% (H27)</u>
67	時点修正	耐震強化岸壁の整備 (全13バース) <u>7バース (R2)</u>	耐震強化岸壁の整備 (全10バース) <u>7バース (H28)</u>
67	時点修正	「港湾施設長寿命化計画」に基づく点検・補修※再掲 <u>実施 (R2)</u>	「港湾施設長寿命化計画」に基づく点検・補修 <u>実施中 (H28)</u>
67	再掲	無電柱化整備延長※再掲 <u>28.6km (R2)</u>	(新設)
67	新設	水道施設の基幹管路耐震適合率 <u>59.3% (R元)</u>	(新設)

67	基本計画の反映	2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
67	時点修正	(インフラの防災対策) <u>○ 道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する必要がある。</u>	(インフラの防災対策) ● 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を避けるため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する必要がある。
67	時点修正	(中略) (代替輸送路等の確保) <u>○ 山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。</u>	(中略) (代替輸送路等の確保) ● 山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。
67	時点修正	<u>(削除)</u>	<u>(行政機関等の機能低下回避)</u> ● 行政機関等(警察等含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。
67	時点修正	(中略) (地域防災力の向上) ● 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進する必要がある。 また、防災行政無線、防災ラジオ、Lアラートなど防災情報を確実に提供するとともに、住民自身による自助・共助による避難行動が取れるように促す必要がある。 【重要業績指標】	(中略) (地域の防災力の向上) <u>○</u> 防災行政無線、防災ラジオ、Lアラートなど防災情報を確実に提供するとともに、住民自身による自助・共助による避難行動が取れるよう、地域の防災力を向上させる必要がある。 【重要業績指標】
67	時点修正	道路法面等の要対策箇所の対策率※再掲 <u>42.2% (R2)</u>	道路法面等の要対策箇所の対策率※再掲 <u>66% (H27)</u>
67	時点修正	橋梁の耐震補強率※再掲 <u>65.0% (R2)</u>	橋りょうの耐震補強率 <u>99% (H27)</u>
		2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
68	時点修正	(中略) (災害対策用装備資器材の整備充実) <u>○ 警察署では発災直後から地域住民の救出救助活動に従事することが想定されることから、警察署職員用に初動救助に必要なでかつ取扱が容易な装備資器材の整備を検討する必要がある。</u> <u>○ 機動隊等救助部隊が、大規模災害現場で使用することを想定</u>	(中略) (災害対策用装備資器材の整備充実) <u>○ 東日本大震災以後、機動隊や警察署に各種災害対策用の装備品を整備しているが、従前装備品の老朽化や救出救助に必要な装備品の絶対数が不足しており、迅速な人命救助活動に支障を及ぼすことが懸念されることから、災害対策用装備資器材の整</u>

		<p><u>した装備資器材の整備を検討する必要がある。</u></p> <p>○ <u>災害現場で活動する警察官の受傷防止を念頭に置いた資器材の整備について検討する必要がある。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(消防庁舎の耐震化)</p> <p>○ <u>市町村等の消防庁舎の耐震化率は約95.5%(H30)</u>であることなどから、地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>(受援体制の整備)</p> <p>○ <u>県外からの応援を円滑に受け入れ柔軟かつ迅速に被災地を支援するため、応援受援計画を活用するとともに、訓練等で検証を行い計画の実効性を確保することにより、体制を強化していく。医療救護支援については、県災害医療救護計画の運用体制を強化していく。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(消防職員等に対する教育訓練の充実強化)</p> <p>○ <u>消防職員や団員に対する高度で実戦的な教育訓練を充実強化するとともに、自主防災組織等に対する実践的な研修・訓練を行う必要がある。</u></p> <p>(地域防災力の向上)</p> <p>○ <u>地域一丸となって災害に対応するためには、避難行動を含めた住民自身による自助の取組を促す必要があることから、学校における防災教育や家庭内備蓄等の防災啓発の推進や防災行政無線、防災ラジオ、Ｌアラート、Twitterなど防災情報の提供手段の充実強化を図る必要がある。</u></p> <p><u>併せて、住民相互による共助の取組も促す必要があることから、地域住民の消防団への加入促進や自主防災組織の結成・活動促進等に努める必要がある。</u></p> <p>【重要業績指標】</p> <p>警察施設の耐震化率 <u>96.6%(R)</u></p> <p>消防庁舎の耐震化率 <u>95.5%(H30)</u></p> <p>消防団の充足率 <u>87.4%(R2)</u></p>	<p><u>備充実を図る必要がある。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(消防庁舎の耐震化)</p> <p>○ <u>市町村等の消防庁舎の耐震化率は約85%(H27)</u>であることなどから、地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>(受援体制の整備)</p> <p>○ <u>県外からの警察・消防・自衛隊等の救援部隊を円滑に受け入れ柔軟かつ迅速に被災地を支援するため応援受入計画を活用し、訓練等を踏まえ体制を強化していく必要がある。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(消防学校・防災研修センターの整備)</p> <p>○ <u>消防職員や団員に対する高度で実戦的な教育訓練を充実強化するとともに、自主防災組織等に対する実践的な研修・訓練を行えるよう、消防学校・防災研修センターの整備を進める必要がある。</u></p> <p>(地域防災力の向上)</p> <p>● <u>大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。</u></p> <p>【重要業績指標】</p> <p>警察施設の耐震化率 <u>86%(H28)</u></p> <p>消防庁舎の耐震化率 <u>約85%(H27)</u></p> <p>消防団の充足率 <u>90.8%(H28)</u></p>
68	時点修正		
68	時点修正		
68	時点修正		
68	時点修正		
69	時点修正		
69	時点修正		
69	時点修正		

69	時点修正	自主防災組織の活動カバー率 <u>68.9% (R2)</u>	自主防災組織のカバー率 <u>59.5% (H27)</u>
69	基本計画の反映	<u>(削除)</u>	2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
69	移項 (2-4から2-1へ)	<u>(削除)</u>	<p><u>(病院における電力供給体制の確保)</u></p> <p>○ <u>災害時における県内の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院では、災害時においても病院の基本的な機能を維持するため、平時から自家用発電機等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、自立・分散型エネルギー（コージェネレーション等）導入の検討を行うなど、病院における電力供給体制の確保を図る必要がある。</u></p> <p><u>(災害時の石油類燃料の確保)</u></p> <p>○ <u>災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、石油商業組合や石油連盟との協定等に基づく供給体制の整備を図る必要がある。</u></p> <p><u>(道路の防災対策)</u></p> <p>● <u>エネルギー供給のためのインフラ被災によるエネルギー供給停止の事態を避けるため、道路の防災、震災対策を着実に推進する必要がある。</u></p> <p><u>(電源途絶に対する予備電源の確保)</u></p> <p>● <u>病院における非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定に基づく連携体制の充実を図る必要がある。</u></p>
69	移項 (2-4から2-1へ)	<u>(削除)</u>	
69	移項 (2-4から2-1へ)	<u>(削除)</u>	
69	移項 (2-4から2-1へ)	<u>(削除)</u>	
69	基本計画の反映	2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生
69	時点修正	<p><u>(総合的な帰宅困難者対策の検討・実施)</u></p> <p>○ <u>九都県市や鉄道事業者等と連携し、一斉帰宅の抑制啓発や、一時滞在施設の確保、安否確認体制の確立の呼びかけ、情報提供を行うための体制整備、帰宅支援の拡充など、総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。</u></p> <p>○ <u>公共施設の他、民間施設の一時滞在施設の拡充を図るとともに、一時滞在施設における備蓄を促進し、帰宅困難者の受入体制を向上させる必要がある。</u></p> <p>(中略)</p>	<p><u>(総合的な帰宅困難者対策の検討・実施)</u></p> <p>○ <u>帰宅困難者対策については、九都県市や鉄道事業者等と連携し、一斉帰宅の抑制啓発や、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供を行うための体制整備、帰宅支援の拡充など、総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。</u></p> <p>○ <u>公共施設の他、民間施設の一時滞在施設の拡充を図るとともに、一時滞在施設への備蓄を促進し、帰宅困難者の受入体制を向上させる必要がある。</u></p> <p>(中略)</p>

69	時点修正	<p>(道路の防災対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路の防災、震災対策を着実に推進する必要がある。 	<p>(道路の防災対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>道路の交通機能の早期回復を可能にするため、道路の防災、震災対策を着実に推進する必要がある。</u>
69	基本計画の反映	<p>(警察施設の耐災害性の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>千葉県内の39警察署及び関係施設は地域における災害対応活動の拠点となることから、警察施設の耐災害性を強化する必要がある。</u> <p>(信号機の停電対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>停電や故障による信号機能障害、交通管制機能障害等により発生する交通渋滞、交通事故を回避する必要がある。</u> <p>(信号機電源付加装置の整備推進等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>電力会社からの電力供給が停止若しくは制限された場合、信号機が滅灯するため、交通の安全と円滑が著しく悪化する。また、警察官による交通整理も、カバーできる範囲に限られる上、限られた人員で災害応急対策を効果的に進めるためには、早急に、かつ継続的に信号機能を回復することができる信号機電源付加装置の整備を推進する必要がある。</u> <p><u>また、災害時等においては避難経路、緊急輸送道路、緊急交通路等を確保する必要から、信号機等の交通安全施設の機能維持のため、計画的な更新・整備を進めるとともに、信号機によらない交差点制御方法（環状交差点等）の導入を進めていく必要がある。</u></p>	<p>(安全対策の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>多数の帰宅困難者が発生した場合の交通安全・治安の確保を図るため、警察等行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための対策を図るとともに、信号等の安全施設の耐災害性を強化する必要がある。</u>
70	基本計画の反映	<p>2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p>	<p>2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p>
70	時点修正	<p>(中略)</p> <p>(医療施設の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>災害時に医療機能を提供できない事態を避けるため、病院等の医療施設の耐震化を促進する必要がある。</u> <p><u>特に、災害時に県内の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の耐震化を着実に推進する必要がある。</u></p>	<p>(中略)</p> <p>(災害拠点病院の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>耐震化が未了の災害拠点病院では、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。</u>
70	地域特性の反映	<p>(病院における給水体制の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>災害により長期の断水が発生しても病院の診療機能を維持するため、給水設備の整備強化等を図る必要がある。</u> 	<p>(新設)</p>

		<p>(病院における浸水対策)</p> <p>○ 洪水等の発生時においても必要な医療が受けられる体制を確保するため、医療施設における浸水対策の充実・強化を図る必要がある。</p> <p>(病院における非常用通信設備の確保)</p> <p>○ 災害時に傷病者等の受入れの中心となる医療施設が、災害時における通信手段を確保するため、非常用通信設備を整備する必要がある。</p> <p>(病院における倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修)</p> <p>● 敷地内で倒壊の危険性があるブロック塀について、地震発生時等の倒壊による患者や周辺住民への被害を防ぐ必要がある。</p>	
70	時点修正	<p>(社会福祉施設の孤立対策)</p> <p>○ 社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切な支援体制の充実が必要である。</p>	<p>(社会福祉施設の孤立対策)</p> <p>● 社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切な支援体制の充実が必要である。</p>
70	時点修正	<p>(道路の防災対策)</p> <p>● 道路の防災、震災対策を着実に推進する必要がある。</p>	<p>(道路の防災対策)</p> <p>● インフラ被災時には災害派遣医療チーム(DMAT)が到達できなくなるため、緊急輸送道路の無電柱化、橋梁の耐震化等を推進し支援ルートを確保する必要がある。</p>
70	時点修正	<p>(中略)</p> <p>(受援体制の整備)</p> <p>● 県外からの応援を円滑に受け入れ柔軟かつ迅速に被災地を支援するため、応援受援計画を活用するとともに、訓練等で検証を行い計画の実効性を確保することにより、体制を強化していく必要がある。また、医療救護支援については、県災害医療救護計画の運用体制を強化していく必要がある。</p>	<p>(中略)</p> <p>(受援体制の整備)</p> <p>● 県外からの医療救護支援を円滑な受け入れや被災地を迅速に支援するため、応援受入計画を活用するとともに、県災害医療救護計画の運用体制を強化していく必要がある。</p>
70	時点修正	<p>(病院におけるBCPの作成及び防災訓練の実施)</p> <p>○ 災害時にも継続的に業務を行えるよう、BCPの作成や防災訓練の実施などを行っていく必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>【重要業績指標】</p>	<p>(BCPの作成及び防災訓練の実施)</p> <p>○ 病院は災害時にも継続的に業務を行えるよう、BCPの作成や防災訓練の実施などを行っていく必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>【重要業績指標】</p>
71	時点修正	<p>災害拠点病院におけるDMAT保有率 <u>88.5% (R3)</u></p>	<p>災害拠点病院におけるDMAT保有率 <u>100% (H27)</u></p>
71	時点修正	<p>災害拠点病院の耐震化率※再掲 <u>92.3% (R2)</u></p>	<p>病院の耐震化率※再掲 <u>69.7% (H27)</u></p>
71	時点修正	<p>橋梁の耐震補強率※再掲 <u>65.0% (R2)</u></p>	<p>橋りょうの耐震補強率※再掲 <u>99% (H27)</u></p>

71	基本計画の反映	2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
71	時点修正	(中略) (下水道BCPの改定) ● 汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、 <u>浸水対策も含めたBCP改定を促進するとともに、訓練等によりBCPの実行性の確保と改善を図る必要がある。</u>	(中略) (下水道BCPの策定) ● 汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、 <u>関係市町村のBCP策定を促進するとともに、策定したBCPの維持改善を図る必要がある。</u>
71	時点修正	(下水道施設の耐震対策) ● 大規模地震等による下水道施設の被害を最小限にするため、 <u>耐震化を推進する必要がある。</u>	(下水道施設の耐震、耐津波対策) ● 大規模地震による汚水処理施設の被害を最小限にするため、 <u>耐震化を着実に推進する必要がある。</u>
71	時点修正	(中略) 【重要業績指標】 下水道BCP改定率※再掲 <u>66% (R2)</u>	(中略) 【重要業績指標】 下水道BCP策定率※再掲 <u>54% (H26)</u>
71	再掲	<u>総合地震対策計画に基づく下水道施設の地震対策実施率※再掲 49% (R2)</u>	<u>(新設)</u>
71	基本計画の反映	2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	<u>(新設)</u>
71	再掲	(避難所における衛生管理) ● <u>避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを推進する必要がある。</u>	<u>(新設)</u>
71	国の取組の反映	(災害福祉支援チーム (DWAT) の派遣体制の構築) ○ <u>避難所では高齢者や障害者などの地域における災害時要配慮者が、長期間の避難生活を余儀なくされるケースが生じており、このような災害時要配慮者の方々の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、安定的な日常生活に移行できるよう必要な支援を行うチームの派遣体制を構築する必要がある。</u>	<u>(新設)</u>
71	国の取組の反映	(災害派遣精神医療チーム (DPAT) の派遣体制の構築) ○ <u>避難所では災害による様々なストレスによって心身の不調をきたした住民に対する支援を行うチームの派遣体制の構築を進めていく必要がある。</u>	<u>(新設)</u>

71	基本計画の反映	3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3. <u>大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</u>
71	基本計画の反映	3-1) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	3-1) 被災による<u>現地の</u>警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
71	時点修正	(治安確保体制等の整備) ○ 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。	(治安確保体制等の整備) ● 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。
71	移項 (3-1から6-4へ)	<u>(削除)</u>	<u>(信号機の停電対策)</u> ● 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避する必要がある。
71	移項 (3-1から6-4へ)	<u>(削除)</u>	<u>(信号機電源付加装置の整備推進)</u> ○ 電力会社からの電力供給が停止若しくは制限された場合、信号機が滅灯するため、主要交差点等での重大事故の発生が懸念される。また、警察官の手信号による交通整理も、カバーできる範囲に限られる上、人員が割かれることにより、他業務の人員不足、他職員の負担増が懸念されることから、信号機電源付加装置の整備を推進する必要がある。
71	再掲	<u>(行政機関等の機能低下回避)</u> ● 公共施設は災害時に防災拠点となるなど、防災上重要な施設としての役割を担っていることから、行政機関等(警察等含む)の施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、「千葉県公共施設等総合管理計画」等に基づく長寿命化対策の中で、耐震対策など計画的な施設整備や適切な維持管理に努める必要がある。	<u>(新設)</u>
72	移項 (3-1から6-4へ)	<u>(削除)</u>	【重要業績指標】
72	移項 (3-1から6-4へ)	<u>(削除)</u>	<u>信号機電源付加装置の整備台数 207台 (H27)</u>
72	時点修正	3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 (地方公共団体における業務継続計画(地方BCP)の <u>充実・強化</u>) ○ 大規模地震等が発生した場合においても、県民の生命・財産	3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 (地方公共団体における業務継続計画(地方BCP)の <u>作成</u>) ○ 大規模地震等が発生した場合においても、県民の生命・財産

72	時点修正	<p>を守り・生活の早期復旧を図るとともに、<u>応急対策業務等の行政機能を維持するため、県・市町村において業務継続計画を策定している。県では、令和元年房総半島台風等の課題を踏まえた業務継続計画の見直しを行ったところであり、今後も必要に応じ見直しを行い、充実・強化に努める必要がある。</u></p> <p>市町村では、<u>全市町村で業務継続計画を策定済み（平成30年11月）であり、必要に応じ情報提供や助言等の支援を行い、充実・強化を図る必要がある。</u></p> <p>(地域防災力の向上)</p> <p>● <u>地域一丸となって災害に対応するためには、避難行動を含めた住民自身による自助の取組を促す必要があることから、学校における防災教育や家庭内備蓄等の防災啓発の推進や防災行政無線、防災ラジオ、Ｌアラート、Twitterなど防災情報の提供手段の充実強化を図る必要がある。</u></p> <p><u>併せて、住民相互による共助の取組も促す必要があることから、地域住民の消防団への加入促進や自主防災組織の結成・活動促進等に努める必要がある。</u></p>	<p>を守り・生活の早期復旧を図るとともに行政機能を維持する<u>必要があり、業務継続計画を策定し東日本大震災の経験を踏まえた見直しを行ったところである。</u></p> <p><u>しかし、県内で業務継続計画を策定済の市町村は、12市で平成27年7月1日現在22%に留まっていることから、更に実効性を高めるため必要に応じて見直しを図り充実強化を図る必要がある。</u></p> <p>(地域防災力の向上)</p> <p>● <u>地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。</u></p>
72	時点修正	<p>(被災者台帳の整備・推進)</p> <p>○ <u>被災者の被災の状況や各種支援の状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳について、市町村が迅速に作成できる体制づくりを支援し、被災者への公平で効率的な支援の実施及び迅速な復旧・復興を図る必要がある。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(被災者台帳の整備・推進)</p> <p>○ <u>被災者への公平で効率的な支援の実施のため、市町村による被災の状況や各種支援の状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を支援する必要がある。</u></p> <p>(中略)</p>
72	時点修正	<p>(行政機関等の機能低下回避)</p> <p>○ <u>公共施設は災害時に防災拠点となるなど、防災上重要な施設としての役割を担っていることから、行政機関等(警察等含む)の施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、「千葉県公共施設等総合管理計画」等に基づく長寿命化対策の中で、耐震対策など計画的な施設整備や適切な維持管理に努める必要がある。</u></p>	<p>(公共施設の耐震化)</p> <p>○ <u>公共施設は災害時に防災拠点となるなど、防災上重要な施設としての役割を担っていることから、「千葉県公共施設等総合管理計画」等に基づく長寿命化対策の中で、耐震対策など計画的な施設整備や適切な維持管理に努める必要がある。</u></p>
72	語句修正	<p>(県警本部、警察署代替施設等の立ち上げに必要な資器材の整備及び習熟)</p> <p>○ <u>大規模災害発生時において、既存の警察施設が被災によりその機能を失った場合、速やかに代替施設を立ち上げる必要性が</u></p>	<p>(県警本部、警察署代替施設等の立ち上げに必要な資器材の整備及び習熟)</p> <p>○ <u>大規模災害発生時において、既存の警察施設が被災によりその機能を失った場合、速やかに代替施設を立ち上げる必要性</u></p>

72	時点修正	<p>あるが、施設の立ち上げに必要な通信機器の不足や職員が機器の取扱いに不慣れであるため、施設の立ち上げに時間を要し、その間の警察活動に影響を及ぼすことが懸念されることから、必要な資器材の整備及び習熟を図る必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>(避難所等の電源確保)</p> <p>○ <u>災害時における電力供給遮断に備え、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、非常用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。</u></p>	<p>があるが、施設の立ち上げに必要な通信機器の不足や職員が機器の取扱いに不慣れであるため、施設の立ち上げに時間を要し、その間の警察活動に影響を及ぼすことが懸念されることから、必要な資器材の整備及び習熟を図る必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>(避難所等の電源確保)</p> <p>● <u>電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、移動用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。</u></p>
72	時点修正	<p>(インフラの防災対策)</p> <p>● <u>道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する必要がある。</u></p>	<p>(インフラの防災対策)</p> <p>● <u>行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する必要がある。</u></p>
73	再掲	<p>(中略)</p> <p>【重要業績指標】</p> <p><u>自主防災組織の活動カバー率※再掲 68.9% (R2)</u></p>	<p>(中略)</p> <p>【重要業績指標】</p> <p><u>(新設)</u></p>
73	時点修正	<p>災害対策コーディネーターの在住市町村数 <u>50 市町村 (R2)</u></p>	<p>災害対策コーディネーターの在住市町村数 <u>47 市町村 (H27)</u></p>
73	基本計画の反映	<p>4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</p>	<p>4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する</p>
73	基本計画の反映	<p>4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止</p>	<p>4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</p>
73	移項 (4-1から6-1へ)	<p>(中略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p><u>(電源途絶に対する予備電源の確保)</u></p> <p>○ <u>無線・有線電話等の情報通信システムに必要不可欠な電源が遮断され、使用不能となった場合、災害対応に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、電源途絶に対する予備電源の確保を図る必要がある。</u></p> <p>(中略)</p>
73		<p>4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p>	<p>4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p>

73	国の取組の反映	<p>(災害情報の収集・伝達手段の多様化)</p> <p>● 県民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築するため、<u>情報収集においては、既存の防災情報システム等に加え、AIを活用してTwitter等のSNSからも情報収集を行うとともに、情報発信においても、防災行政無線やLアラート、防災ポータルサイト、防災メール、コミュニティFMに加え、SNSを活用することにより、情報収集力、情報発信力の更なる多様化及び強化充実を図る必要がある。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(災害情報の伝達手段の多様化)</p> <p>● <u>防災行政無線やLアラート、防災ポータルサイト、防災メール等多様な手段を通じ、県民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図る必要がある。</u></p> <p>(中略)</p>
74	基本計画の反映	<p>4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</p>	
74	移項 (1-6から4-3へ)	<p>(災害情報の収集・伝達手段の多様化)</p> <p>○ 県民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築するため、<u>情報収集においては、既存の防災情報システム等に加え、AIを活用してTwitter等のSNSからも情報収集を行うとともに、情報発信においても、防災行政無線やLアラート、防災ポータルサイト、防災メール、コミュニティFMに加え、SNSを活用することにより、情報収集力、情報発信力の更なる多様化及び強化充実を図る必要がある。</u></p>	<p>(新設)</p>
74	移項 (1-6から4-3へ)	<p>(地方公共団体の組織体制の強化・危機対応能力の向上)</p> <p>○ <u>情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である県・市町村の危機対応能力の向上を図る必要がある。</u></p>	<p>(新設)</p>
74	移項 (1-6から4-3へ)	<p>(災害時避難行動要支援者対策の促進)</p> <p>○ <u>避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、各市町村において避難行動要支援者名簿の作成が進められており、今後、さらに名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組を一層促進し、避難支援体制の充実を図る必要がある。</u></p>	<p>(新設)</p>
74	移項 (1-6から4-3へ)	<p>(福祉避難所の指定促進)</p> <p>○ <u>各市町村において、福祉避難所の指定は進んでいるが、取組を一層促進するとともに、要配慮者が避難生活を送るために必</u></p>	<p>(新設)</p>

74	移項 (1-6から4-3へ)	<p>要となる備品や設備などの配備・充実、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。</p> <p>(外国人旅行者・外国人県民に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達)</p> <p>○ 災害が発生したときに観光・宿泊施設にいる訪日外国人と日本人とでは、言語の問題からアクセスできる情報に格差が生じることから、各施設において外国人を速やかに誘導し、適切な情報提供を行える体制の整備を促すため、具体的な対処方法等について周知を図る必要がある。</p> <p>○ 災害が発生したときに、防災知識や日本語の理解が十分でない外国人県民が適切な避難行動をとり、円滑な避難所滞在ができるよう、平時における防災知識の普及や災害時の多言語による情報提供を県と市町村、国際交流協会等が連携して行うほか、市町村が行う避難所での提供情報の多言語化や外国人避難者への相談対応等の取組を支援する必要がある。</p>	(新設)
74	移項 (1-6から4-3へ)	<p>(大規模災害に備えた自助・共助の取組の強化)</p> <p>○ 災害時の被害の最小化を図るためには地域防災力の向上が重要であることから、県民一人ひとり及び地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図るため、防災教育の推進や自主防災組織の育成強化等に努める必要がある。</p>	(新設)
74	再掲	<p>【重要業績指標】</p> <p>自主防災組織の活動カバー率※再掲 68.9% (R2)</p>	(新設) (新設)
74	基本計画の反映	5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
74	基本計画の反映	5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下(サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下)	5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
74	時点修正	<p>(中略)</p> <p>(インフラの防災対策)</p> <p>● 道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する必要がある。</p>	<p>(中略)</p> <p>(インフラの防災対策)</p> <p>● サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下を避けるため、道路の防災、震災対策や洪</p>

74	時点修正	<u>(削除)</u>	水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する必要がある。 <u>(沿道建築物の耐震化の促進)</u> ● <u>緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。</u>
74	時点修正	<u>(耐震強化岸壁の整備)</u> ● <u>災害の発生により各都市を結ぶ輸送路に重大な被害が生じた場合、多くの背後人口を抱える県内において、救援物資や救援救護要員の輸送を可能とする緊急輸送の施設が不足している現状であることから、耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、救援・復旧支援基礎用地としてのオープンスペースを整備する必要がある。</u> (中略) 【重要業績指標】	<u>(耐震強化岸壁の整備)</u> ● <u>災害の発生により各都市を結ぶ輸送路に重大な被害が生じた場合、多くの背後人口を抱える県内において、救援物資や救援救護要員の輸送を可能とする緊急輸送の施設が不足している現状であることから、耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。</u> (中略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
74	再掲	<u>耐震強化岸壁の整備 (全 13 バース) ※再掲 7 バース (R2)</u>	<u>(新設)</u>
74	新設	<u>「港湾施設長寿命化計画」に基づく点検・補修 実施 (R2)</u>	<u>(新設)</u>
74	基本計画の反映	5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
74	時点修正	<u>(石油コンビナート地域の防災体制の強化)</u> ● <u>石油製品の安定供給体制の強化を図るため、石油コンビナート等防災計画の見直し、特定事業所の自衛防災組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図るとともに、石油コンビナートに係る設備の耐震化や護岸の強化等における事業所の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。</u> <u>(エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化)</u> ● <u>首都圏ひいては全国へのエネルギー等の供給源である京葉臨海コンビナートが被災した場合、広い範囲にわたり生活・経済活動に大きな支障が生じることから、特定事業所の自衛防災組織の活動について、エネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置き、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図り、合同訓練を実施するなど、石油コンビナート地域の耐災害性を強化する必要がある。</u> また、コンビナートの危機管理能力を備えた人材育成に、産学官が連携して取り組む必要がある。	<u>(石油コンビナート地域の耐災害性の強化)</u> ○ <u>コンビナート地域において、エネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置いた関係機関による合同訓練を実施するなど、石油コンビナート地域の耐災害性を強化する必要がある。</u> ● <u>石油コンビナート等防災計画を見直し、石油製品の安定供給体制の強化を促進する必要がある。</u>

74	時点修正	(中略) (燃料供給ルートの確保) <u>○ 燃料供給ルートを確保するため、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。</u>	(中略) (燃料供給ルートの確保) ● 燃料供給ルートを<u>確実に</u>確保するため、輸送基盤の地震、津波、<u>水害</u>、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。
74	時点修正	(耐震強化岸壁の整備) ● 災害の発生により各都市を結ぶ輸送路に重大な被害が生じた場合、多くの背後人口を抱える県内において、救援物資や救援救護要員の輸送を可能とする緊急輸送の施設が不足している現状であることから、耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、<u>救援・復旧支援基礎用地としてのオープンスペースを整備する必要がある。</u>	(耐震強化岸壁の整備) ● 災害の発生により各都市を結ぶ輸送路に重大な被害が生じた場合、多くの背後人口を抱える県内において、救援物資や救援救護要員の輸送を可能とする緊急輸送の施設が不足している現状であることから、耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。
75	再掲	(中略) 【重要業績指標】 <u>耐震強化岸壁の整備（全13バース）※再掲 7バース（R2）</u>	(中略) <u>（新設）</u>
75	再掲	<u>千葉港・木更津港BCP連絡協議会における訓練※再掲 実施（R2）</u>	<u>（新設）</u>
75	再掲	<u>「港湾施設長寿命化計画」に基づく点検・補修※再掲 実施（R2）</u>	<u>（新設）</u>
75	時点修正	5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 (石油コンビナート地域の防災体制の強化) <u>○ 石油製品の安定供給体制の強化を図るため、石油コンビナート等防災計画の見直し、特定事業所の自衛防災組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図るとともに、石油コンビナートに係る設備の耐震化や護岸の強化等における事業所の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。</u>	5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 (石油コンビナート地域の防災体制の強化) <u>○ 石油コンビナート等防災計画の見直し、特定事業所の自衛防災組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図るとともに、石油コンビナートに係る設備の耐震化や護岸の強化等における事業所の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。</u>
75	時点修正	(エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化) ● 首都圏ひいては全国へのエネルギー等の供給源である京葉臨海コンビナートが被災した場合、広い範囲にわたり生活・経済活動に大きな支障が生じることから、特定事業所の自衛防災組織の活動について、エネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置き、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図り、<u>合同訓練を実施するなど、石油コンビナート地域の耐災害性を強化する必要がある。</u> <u>また、コンビナートの危機管理能力を備えた人材育成に、産</u>	(石油コンビナート合同訓練・情報共有の実施) ● 石油コンビナートには、基幹産業が集積し、エネルギーサプライチェーンの観点からも重要であるから、関係機関による<u>防災訓練を実施し減災を図る必要がある。</u>

75	時点修正	<p><u>学官が連携して取り組む必要がある。</u> (コンビナート周辺対策)</p> <p>○ 火災や煙または有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、<u>沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制の構築を図る必要がある。</u></p> <p>(中略)</p> <p>【重要業績指標】</p>	<p>(コンビナート周辺対策)</p> <p>○ 火災や煙または有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>【重要業績指標】</p>
75	時点修正	石油タンクの耐震基準への適合率 <u>100% (R2)</u>	石油タンクの耐震基準への適合率 <u>97% (H28)</u>
75	時点修正	石油コンビナートに係る設備の耐震化率 <u>100% (R2)</u>	石油コンビナートに係る設備の耐震化率 <u>83.6% (H28)</u>
76	基本計画の反映	5-4) 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響(基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止)	5-4) 基幹的陸上・海上交通ネットワーク及び空港の機能停止
76	時点修正	<p>(代替性確保のための道路ネットワークの強化)</p> <p>○ 災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、<u>圏央道や北千葉道路等の高規格道路の整備を促進するとともに、県境橋梁を含む国道・県道の整備を進める必要がある。</u></p> <p>○ <u>道路ネットワークの機能強化のため、圏央道の県内区間の全線開通、圏央道や富津館山道路における暫定2車線区間の早期4車線化をはじめ、国道127号や国道357号などの改良を促進する必要がある。</u></p> <p>○ <u>東京湾岸道路の千葉地区専用部や未整備区間、新たな湾岸道路、千葉北西連絡道路などの計画の具体化を図る必要がある。</u></p>	<p>(代替性確保のための道路ネットワークの強化)</p> <p>○ 災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、<u>圏央道、外環道、北千葉道路など高規格幹線道路等の整備を促進するとともに、地域高規格道路や県境橋梁を含む国道・県道の整備を進める必要がある。</u></p> <p>○ <u>道路ネットワークの機能強化のため、圏央道や館山道の暫定2車線区間の早期4車線化をはじめ、国道127号や国道357号などの改良を促進する必要がある。</u></p> <p>○ <u>東京湾岸道路の千葉地区専用部や未整備区間、第二東京湾岸道路、国道16号千葉柏道路などの計画の具体化を図る必要がある。</u></p>
76	時点修正	<u>(削除)</u>	<u>(沿道建築物の耐震化の促進)</u>
			● <u>緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。</u>
76	時点修正	<p>(中略)</p> <p><u>(道路の防災対策)</u></p> <p>● <u>道路の防災、震災対策を着実に推進する必要がある。</u> <u>(港湾施設の防災対策)</u></p>	<p>(中略)</p> <p><u>(道路・港湾施設の防災対策)</u></p> <p>● <u>基幹的陸上・海上交通ネットワークの機能停止を避けるため、道路の防災、震災対策や港湾施設の耐震性能の強化等をする</u></p>

76	時点修正	○ <u>港湾施設の耐震性能の強化等をする必要がある。</u> (耐震強化岸壁の整備) ● 災害の発生により各都市を結ぶ輸送路に重大な被害が生じた場合、多くの背後人口を抱える県内において、救援物資や救援救護要員の輸送を可能とする緊急輸送の施設が不足している現状であることから、 <u>耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、救援・復旧支援基礎用地としてのオープンスペースを整備する必要がある。</u> (中略)	○ <u>港湾施設の耐震性能の強化等をする必要がある。</u> (耐震強化岸壁の整備) ● 災害の発生により各都市を結ぶ輸送路に重大な被害が生じた場合、多くの背後人口を抱える県内において、救援物資や救援救護要員の輸送を可能とする緊急輸送の施設が不足している現状であることから、耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。 (中略)
76	移項 (5-4から5-5へ)	(削除)	(空港機能の早期復旧) ○ <u>発災後、空港機能が早期復旧できるよう、関係機関の情報共有体制を強化する必要がある。</u>
76	語句修正	(陸・海・空の連携によるネットワークの強化) ○ 首都直下地震等の大規模災害により、東京湾岸が被災した場合には、北関東・東北方面からの支援の受け入れが重要となることから、 <u>応援受援計画に基づき支援を円滑に受け入れるため、(後略)</u> 【重要業績指標】	(陸・海・空の連携によるネットワークの強化) ○ 首都直下地震等の大規模災害により、東京湾岸が被災した場合には、北関東・東北方面からの支援の受け入れが重要となることから、 <u>応援受入計画に基づき支援を円滑に受け入れるため、(後略)</u> 【重要業績指標】
77	時点修正	高規格幹線道路等の整備率 <u>93% (R2)</u>	高規格幹線道路の整備率 <u>89% (H28)</u>
77	時点修正	千葉港・木更津港BCP連絡協議会における訓練 実施 <u>(R2)</u>	千葉港・木更津港BCP連絡協議会における訓練 実施 <u>(H28)</u>
77	再掲	<u>耐震強化岸壁の整備 (全13バース) ※再掲 7バース (R2)</u>	<u>(新設)</u>
77	再掲	<u>「港湾施設長寿命化計画」に基づく点検・補修※再掲 実施 (R2)</u>	<u>(新設)</u>
77	基本計画の反映	5-5) 空港の被災による航空輸送への甚大な影響 (空路の機能停止)	(新設)
77	移項 (5-4から5-5へ)	(空港機能の早期復旧) ○ <u>発災後、空港機能が早期復旧できるよう、関係機関の情報共有体制を保持する必要がある。</u>	(新設)
77	再掲	(陸・海・空の連携によるネットワークの強化) ● <u>首都直下地震等の大規模災害により、東京湾岸が被災した場合には、北関東・東北方面からの支援の受け入れが重要となることから、<u>応援受援計画に基づき支援を円滑に受け入れるため、訓練等で検証を行い計画の実効性を確保するとともに、主要な輸送ルートとなる東関東道や圏央道のほか、これにアクセス</u></u>	<u>(新設)</u>

		<p>する銚子連絡道路等の道路網の充実、重要港湾化の構想があった。名洗港の機能強化や漁港の利活用の検討、成田空港の活用等、それぞれの管理者との連携を密に行い、陸・海・空の連携によるネットワークの強化を図る必要がある。</p>	
77	基本計画の反映	<p>5-6) 金融サービス等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響 (中略)</p>	<p>5-5) 金融サービス等の機能停止により商取引等に甚大な影響が発生する事態 (中略)</p>
77	基本計画の反映	<p>5-7) 食料等の安定供給の停滞 (中略)</p>	<p>5-6) 食料等の安定供給の停滞 (中略)</p>
77	語句修正	<p>(農林道・農道橋等の保全対策の推進) ○ 災害時に複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する農林道の整備や適正な維持補修を推進する必要がある。</p>	<p>(農道・農道橋等の保全対策の推進) ○ 災害時に複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する農道の整備や適正な維持補修を推進する必要がある。</p>
77	語句修正	<p>(農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進) ○ 農村地域の災害未然防止や国土保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業水利施設等の整備・補強を推進する必要がある。 また、集中豪雨や大規模地震等で崩壊した場合の経済活動及び住民生活等に影響が大きい地すべり防止施設については、土砂災害の被害を最小限に抑えるため、整備を推進する必要がある。</p>	<p>(農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進) ○ 農村地域の災害未然防止や国土保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。 また、集中豪雨や大規模地震等で崩壊した場合の経済活動及び住民生活等に影響が大きい地すべり防止施設については、土砂災害の被害を最小限に抑えるため、ハード対策を推進する必要がある。</p>
77	時点修正	<p>(中略) (漁港施設の耐震化等) ○ 東日本大震災での被害や検証結果を踏まえ、震災時に緊急輸送ネットワークを確保するために、地域防災計画において設定した防災拠点漁港や、その他水産物流通の拠点となる漁港の耐震化を進める必要がある。</p>	<p>(中略) (漁港施設の耐震化等) ○ 東日本大震災での被害や検証結果を踏まえ、震災時に緊急輸送ネットワークを確保するために、平成24年度に修正した地域防災計画において設定した防災拠点漁港の耐震化を進める必要がある。</p>
78	新設	<p>【重要業績指標】 安定的な用水供給機能の確保を行う面積 2,806ha (R2)</p>	<p>【重要業績指標】 (新設)</p>

78	時点修正	農道橋（延長 15m 以上）及び農道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合 <u>100% (R2)</u>	農道橋（延長 15m 以上）及び農道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合 <u>9 割 (H27)</u>
78	新設	<u>農道の保全対策工事実施地区 0 施設 (R3)</u>	<u>(新設)</u>
78	新設	<u>土砂災害のリスクを軽減する面積 343ha (R2)</u>	<u>(新設)</u>
78	時点修正	土地改良事業に係る事業継続計画（BCP）の策定数 <u>4 (R2)</u>	土地改良事業に係る事業継続計画（BCP）の策定数 <u>1 (H27)</u>
78	時点修正	農地の整備率 <u>58.1% (R2)</u>	農地の整備率 <u>56.0% (H27)</u>
78	基本計画の反映	5-8) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	<u>(新設)</u>
78	移項 (6-5から5-8へ)	<u>(水資源開発施設の整備促進と水資源の有効利用の取組の推進)</u> ○ 本県は、地形的及び地理的に水資源に恵まれないことから、水源の約 2/3 を利根川水系に依存しており、安定した水資源の確保や既存施設の活用に加え、雨水、下水再生水等を有効利用する必要がある。	<u>(新設)</u>
78	基本計画の反映	6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
78	基本計画の反映	6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
78	時点修正	(エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化) ○ 首都圏ひいては全国へのエネルギー等の供給源である京葉臨海コンビナートが被災した場合、広い範囲にわたり生活・経済活動に大きな支障が生じることから、特定事業所の自衛防災組織の活動について、 <u>エネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置き、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図るため、合同訓練を実施するなど、石油コンビナート地域の耐災害性を強化する必要がある。</u> また、コンビナートの危機管理能力を備えた人材育成に、産学官が連携して取り組む必要がある。	(エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化) ○ 首都圏ひいては全国へのエネルギー等の供給源である京葉臨海コンビナートが被災した場合、広い範囲にわたり生活・経済活動に大きな支障が生じることから、 <u>石油コンビナート等防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛防災組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図り、コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化等の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。</u> また、コンビナートの危機管理の能力を備えた人材育成に、産学官が連携して取り組む必要がある。
78	再掲	<u>(石油コンビナート地域の防災体制の強化)</u> ● 石油製品の安定供給体制の強化を図るため、石油コンビナート	<u>(新設)</u>

78	語句修正	<p><u>ト等防災計画の見直し、特定事業所の自衛防災組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図るとともに、石油コンビナートに係る設備の耐震化や護岸の強化等における事業所の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。</u></p> <p>(災害時において事業所内に電力を供給するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援)</p> <p>(中略)</p>	<p>(災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援)</p> <p>(中略)</p> <p>(新設)</p>
78	地域特性の反映	<p><u>(洋上風力発電の導入促進)</u></p> <p>○ <u>太平洋岸の沖合は、洋上風力発電の導入可能性が高いことから、導入を促進するとともに、地域に対し、導入後の発電電力の災害時での活用について検討を促していく必要がある。また、洋上風力発電の安定的な運用のためにはメンテナンス港が必要である。</u></p>	<p>(新設)</p>
78	移項 (4-1から6-1へ)	<p><u>(電源途絶に対する予備電源の確保)</u></p> <p>○ <u>非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定に基づく連携体制の充実を図る必要がある。</u></p>	<p>(新設)</p>
78	移項 (2-1から6-1へ)	<p><u>(ガス施設等の老朽化対策の推進)</u></p> <p>○ <u>耐食性・耐震性に優れた管への取替を促進するとともに、関係機関と連携しつつ、老朽化対策等を推進する必要がある。</u></p>	<p>(新設)</p>
78	地域特性の反映	<p><u>(大規模停電対策)</u></p> <p>○ <u>台風等による風倒木に起因する電柱倒壊で広範囲に長期間の停電が発生した場合、県民生活や経済活動に大きな被害が発生することから、電力会社等と連携して災害時の早期電力復旧に取り組む必要がある。</u></p> <p>○ <u>停電被害を未然に防止するため、平時においても危険木の事前伐採に電力会社と連携して取り組み、電力供給網の予防保全を図る必要がある。</u></p>	<p>(新設)</p>
78	再掲	<p><u>(災害に強い森づくりの促進)</u></p> <p>● <u>風倒木等による災害を未然に防止するため、市町村が行うインフラ周辺の事前伐採等の森林整備を支援する必要がある。</u></p>	<p>(新設)</p>
78	再掲	<p>【重要業績指標】</p> <p><u>千葉港・木更津港BCP連絡協議会における訓練※再掲 実施 (R2)</u></p>	<p>(新設)</p>

79	地域特性の反映	<p>6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止 <u>(上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>上水道の基幹管路の耐震適合率は約6割（R元）であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できるよう対応の充実を図る必要がある。</u> ● <u>水害による水道施設への被害を最小限度に抑えるための施設整備を促進するとともに、停電対策として非常用発電設備等の整備の促進を図る必要がある。また、水害に伴う施設の損壊や水道管の破損等が発生した場合にも、適切な応急措置及び迅速な復旧が行えるよう対応の充実を図る必要がある。</u> ● <u>水道災害相互応援協定による応急給水等の対応の充実を図る必要がある。</u> ● <u>飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置、または防災用井戸の整備促進を図る必要がある。</u> ● <u>県営水道においては、東日本大震災等を踏まえて将来の震災に備えた水道施設の計画的な更新・耐震化を推進するとともに、令和元年房総半島台風等による停電・浸水被害などの状況を踏まえ、非常用自家発電設備の強化及び浸水対策に取り組む必要がある。また、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動や応急復旧活動が行えるよう、給水区域内の各市や関係団体等との連携を強化していく必要がある。</u> <p>(中略)</p> <p><u>(工業用水道施設の強靱化の推進)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>県営工業用水道については、管路等の耐震化を進めているが、令和2年度末では耐震適合率は管路延長の55.8%であり、水管橋においては15%にとどまっている。大災害時においても安定した工業用水の供給を継続するため、管路等の耐震化に努める必要がある。</u> ○ <u>長期停電や施設の浸水による工業用水の長期間にわたる供給停止を避けるための施設整備を促進する必要がある。</u> 	<p>6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止 <u>(水道施設の耐震化の推進と応急体制の確保)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>上水道の基幹管路の耐震適合率は約5割（H26）であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制を整備する必要がある。</u> ● <u>水害による水道施設への被害を最小限度に抑えるための施設整備を促進するとともに、水害に伴う施設の損壊や水道管の破損等が発生した場合にも、適切な応急措置及び迅速な復旧が行えるよう体制を整備する必要がある。</u> <p>○ <u>県営水道においては、東日本大震災を踏まえて将来の震災に備えた水道施設の計画的な更新・耐震化を推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動や応急復旧活動が行えるよう、給水区域内の各市や関係団体等との連携を強化していく必要がある。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(指針に基づく更新・耐震化計画による工業用水道強靱化の推進)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>県営工業用水道については、管路等の耐震化を進めているが、平成26年度末では耐震適合率は管路延長の55%であり、水管橋においては15%にとどまっている。大災害時においても安定した工業用水の供給を継続するため、管路等の耐震化に努める必要がある。</u>
79	地域特性の反映		

79	時点修正	(削除)	(下水道施設の耐震、耐津波対策) ● 大規模地震等による下水道施設の被害を最小限にするため、耐震化等を着実に推進する必要がある。
79	時点修正	(削除)	(下水道施設の戦略的維持管理・更新) ● 下水道施設の老朽化による機能低下を防止するため、長寿命化計画等に基づいた維持管理・更新等を推進し、災害時における汚水処理機能を確保する必要がある。
79	時点修正	(水資源開発施設の整備促進と水資源の有効利用の取組の推進) ● 本県は、地形的及び地理的に水資源に恵まれないことから、水源の約2/3を利根川水系に依存しており、安定した水資源の確保や既存施設の活用に加え、雨水、下水再生水等を有効利用する必要がある。	(水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進) ● 本県は、地形的及び地理的に水資源に恵まれないことから、水源の約3分の2を利根川水系に依存しており、安定した水資源に加え、雨水や再生水等を有効利用する必要がある。
79	削除	(削除)	【重要業績指標】
79	移項 (6-2から2-1へ)	(削除)	水道施設の基幹管路の耐震適合率 53.7% (H26)
6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
80	地域特性の反映	(下水道BCPの改定) ○ 汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、 <u>浸水対策も含めたBCP改定を促進するとともに、訓練等によりBCPの実行性の確保と改善を図る必要がある。</u>	(下水道BCPの策定) ○ 汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、 <u>市町村のBCP策定を促進するとともに、BCPを適切に運用していくうえで、適宜フォローアップ等を行う必要がある。</u>
80	時点修正	(下水道施設の耐震対策) ○ 大規模地震等による下水道施設の被害を最小限にするため、耐震化を推進する必要がある。	(下水道施設の耐震、耐津波対策) ○ 大規模地震による下水道施設の被害を最小限にするため、耐震化等を着実に推進する必要がある。
80	地域特性の反映	(公共下水道施設の停電対策) ○ 市町村の下水道施設における、自家発電施設の整備を促進する必要がある。	(新設)
80	地域特性の反映	(下水道施設の耐水化) ○ 洪水による下水道施設の浸水被害を最小限にするため、耐水化を推進する必要がある。	(新設)
80	時点修正	(下水道施設の戦略的維持管理・更新) ○ 下水道施設の老朽化による機能停止を未然に防止するため、ストックマネジメント計画を策定し、その計画に基づいた予防	(下水道施設の戦略的維持管理・更新) ○ 下水道施設の老朽化による被害拡大を防止するため、長寿命化計画を策定し、その計画に基づいた維持管理を推進する必要

80	時点修正	<p>保全型の維持管理や更新を推進する必要がある。 (中略) (浄化槽の整備促進)</p> <p>○ 老朽化した単独処理浄化槽から、災害に強い新しい合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。千葉県においては、<u>令和2年3月末時点</u>で、単独処理浄化槽は約3.2万基、合併処理浄化槽は約2.6万基と、単独処理浄化槽がいまだ、全体の6割を占めている。</p> <p>(中略) 【重要業績指標】</p>	<p>がある。 (中略) (浄化槽の整備促進)</p> <p>○ 老朽化した単独処理浄化槽から、災害に強い新しい合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。千葉県においては、<u>平成26年3月末時点</u>で、単独処理浄化槽は約3.4万基、合併処理浄化槽は約2.2万基と、単独処理浄化槽がいまだ、全体の6割を占めている。</p> <p>(中略) 【重要業績指標】</p>
80	時点修正	下水道BCP改定率 <u>66% (R2)</u>	下水道BCP策定率 <u>54% (H26)</u>
80	時点修正	農業集落排水施設の機能診断実施地区 <u>66 (R2)</u>	農業集落排水施設の機能診断実施地区 <u>19 (H27)</u>
80	新設	農業集落排水施設の改築工事着手率 <u>4地区/66地区 (R2)</u>	<u>(新設)</u>
80	新設	農道の保全対策工事实施地区 <u>0施設 (R3)</u>	<u>(新設)</u>
80	時点修正	総合地震対策計画に基づく下水道施設の地震対策実施率 <u>49% (R2)</u>	下水道施設の地震対策実施率 <u>34% (H27)</u>
80	新設	下水道施設の耐水化実施率 <u>0% (R2)</u>	<u>(新設)</u>
80	時点修正	ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の更新・長寿命化対策実施率 <u>13% (R2)</u>	下水道施設の更新・長寿命化対策実施率 <u>5% (H27)</u>
80	基本計画の反映	6-4) 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態
80	時点修正	<p>(代替性確保のための道路ネットワークの強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、<u>圏央道や北千葉道路等</u>の高規格道路の整備を促進するとともに、<u>県境橋梁を含む国道・県道の整備を進める必要がある。</u> ● 道路ネットワークの機能強化のため、<u>圏央道の県内区間の全線開通や圏央道、富津館山道路における暫定2車線区間の早期4車線化をはじめ、国道127号や国道357号などの改良を促進する必要がある。</u> ● <u>東京湾岸道路の千葉地区専用部や未整備区間、新たな湾岸道路、千葉北西連絡道路などの計画の具体化を図る必要がある。</u> 	<p>(代替性確保のための道路ネットワークの強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、<u>圏央道、外環道、北千葉道路など高規格幹線道路等</u>の整備を促進するとともに、<u>地域高規格道路や県境橋梁を含む国道・県道の整備を進める必要がある。</u> ● 道路ネットワークの機能強化のため、<u>圏央道や館山道の暫定2車線区間の早期4車線化をはじめ、国道127号や国道357号などの改良を促進する必要がある。</u> ● <u>東京湾岸道路の千葉地区専用部や未整備区間、第二東京湾岸道路、国道16号千葉柏道路などの計画の具体化を図る必要がある。</u>

80	時点修正	<p>(中略)</p> <p>(集中豪雨時の道路ネットワーク確保)</p> <p>○ ゲリラ豪雨等の集中豪雨時において、立体交差部（アンダーパス）等の冠水による交通分断は、救急・救援活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障となるため、冠水箇所の<u>周知など</u>を行う必要がある。</p>	<p>(中略)</p> <p>(集中豪雨時の道路ネットワーク確保)</p> <p>○ ゲリラ豪雨等の集中豪雨時において、立体交差部（アンダーパス）等の冠水による交通分断は、救急・救援活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障となるため、冠水箇所の<u>周知強化などの検討等</u>を行う必要がある。</p>
80	時点修正	<p>(中略)</p> <p>(沿道建築物の耐震化の促進)</p> <p>● <u>緊急輸送道路等の沿道の建築物が倒壊し、道路を閉塞することにより、災害時における避難、物資の供給及び救助活動等が十分になされないおそれがあることから、沿道の建築物の耐震化を図る必要がある。</u></p>	<p>(中略)</p> <p>(緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化)</p> <p>● <u>緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。</u></p>
80	語句修正	<p>(中略)</p> <p>(農林道の迂回路等としての活用・保全及び情報共有等の促進)</p> <p>○ 迂回路として活用できる農林道等について、被災により集落を孤立させる可能性のある農林道の保全を優先的に進めるとともに、幅員、通行可能荷重等の情報共有を図る必要がある。</p>	<p>(中略)</p> <p>(農林道の迂回路等としての活用・保全及び情報共有等の促進)</p> <p>○ 迂回路として活用できる農林道等について、被災により集落を孤立させる可能性のある林道の保全を優先的に進めるとともに、幅員、通行可能荷重等の情報共有を図る必要がある。</p>
80	時点修正	<p>(輸送ルートの確保)</p> <p>○ <u>陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。</u></p>	<p>(輸送ルートの確保)</p> <p>● <u>陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。</u></p>
80	時点修正	<p>(中略)</p> <p>(耐震強化岸壁の整備)</p> <p>● <u>災害の発生により各都市を結ぶ輸送路に重大な被害が生じた場合、多くの背後人口を抱える県内において、救援物資や救援救護要員の輸送を可能とする緊急輸送の施設が不足している現状であることから、耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、救援・復旧支援基礎用地としてのオープンスペースを整備する必要がある。</u></p>	<p>(中略)</p> <p>(耐震強化岸壁の整備)</p> <p>● <u>災害の発生により各都市を結ぶ輸送路に重大な被害が生じた場合、多くの背後人口を抱える県内において、救援物資や救援救護要員の輸送を可能とする緊急輸送の施設が不足している現状であることから、耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。</u></p>
80	再掲	<p>(中略)</p> <p>(空港機能の早期復旧)</p> <p>● <u>発災後、空港機能が早期復旧できるよう、関係機関の情報共</u></p>	<p>(中略)</p> <p>(新設)</p>

		<u>有体制を保持する必要がある。</u>	
80	移項 (3-1から6-4 へ) 基本計画の反映	<u>(信号機の停電対策)</u> ○ <u>停電や故障による信号機能障害、交通管制機能障害等により発生する交通渋滞、交通事故を回避する必要がある。</u>	<u>(新設)</u>
80	移項 (3-1から6-4 へ) 基本計画の反映)	<u>(信号機電源付加装置の整備推進等)</u> ○ <u>電力会社からの電力供給が停止若しくは制限された場合、信号機が滅灯するため、交通の安全と円滑が著しく悪化する。また、警察官による交通整理も、カバーできる範囲に限られる上、限られた人員で災害応急対策を効果的に進めるためには、早急に、かつ継続的に信号機能を回復することができる信号機電源付加装置の整備を推進する必要がある。</u> <u>また、災害時等においては避難経路、緊急輸送道路、緊急交通路等を確保する必要から、信号機等の交通安全施設の機能維持のため、計画的な更新・整備を進めるとともに、信号機によらない交差点制御方法(環状交差点等)の導入を進めていく必要がある。</u> 【重要業績指標】 <u>高規格幹線道路等の整備率※再掲 93% (R2)</u> <u>無電柱化整備延長※再掲 28.6km (R2)</u> <u>「林道施設長寿命化計画」の策定 策定済 (R2)</u> <u>橋梁の耐震補強率※再掲 65.0% (R2)</u> <u>耐震強化岸壁の整備 (全13バース) ※再掲 7バース (R2)</u> <u>「港湾施設長寿命化計画」に基づく点検・補修※再掲 実施 (R2)</u> <u>信号機電源付加装置の整備 (ストック) 数</u> <u>自動起動式発動発電機 252基、リチウム電池式 24基、可搬式 375台 (R2)</u>	<u>(新設)</u> 【重要業績指標】 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>「林道施設長寿命化計画」の策定 未策定 (H27)</u> <u>橋りょうの耐震補強率※再掲 99% (H27)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>信号機電源付加装置の整備台数※再掲 207台 (H27)</u>
82	再掲		
82	再掲		
82	時点修正		
82	時点修正		
82	再掲		
82	再掲		
82	時点修正		
82	基本計画の反映	6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全	6-5) 異常漏水等により用水の供給の途絶
82	移項 (6-5から5-8 へ)	<u>(削除)</u>	<u>(水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進)</u> ○ <u>現行の用水供給整備水準を超える漏水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した</u>

82	再掲	(自然公園や自然環境保全地域等の適切な管理) ● 国定・県立自然公園区域や自然環境保全地域などにおける豊かな自然は減災機能を有しており、無秩序な開発行為等は災害リスクを増大させる懸念があることから、法令に基づき適切に管理する必要がある。	水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。 ● 本県は、地形的及び地理的に水資源に恵まれないことから、水源の約3分の2を利根川水系に依存しており、安定した水資源に加え、雨水や再生水等を有効利用する必要がある。
82	再掲	(激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策) ● 地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等のハード整備及び長寿命化計画を推進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。また、土砂災害防止法に基づき、基礎調査結果を関係住民及び市町村に周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を着実に進め、警戒避難体制の整備や住宅の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する必要がある。	(新設)
82	再掲	(電源途絶に対する予備電源の確保) ● 非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定に基づく連携体制の充実を図る必要がある。	(新設)
82	再掲	(防災関係機関の情報通信手段の多様化等) ● 防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や非常用電源の確保等を進める必要がある。	(新設)
82	再掲	【重要業績指標】 砂防関係施設の整備により保全される人家戸数(全575戸)※再掲 161戸(R元)	(新設) (新設)
82	基本計画の反映	7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7. 制御不能な二次災害を発生させない
82	基本計画の反映	7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	7-1) 市街地での大規模火災の発生
82	時点修正	(延焼防止等に資する緑地の確保) ○ 住宅密集地での延焼拡大防止のために、緑地の確保や都市公園の整備を促進する必要がある。	(延焼防止等に資する緑地の確保) ○ 大規模自然災害時に発生しうる火災から住宅密集地での延焼拡大防止のために緑地の確保や都市公園施設の充実を図る

		<p><u>(緊急時の避難路等の整備)</u></p> <p>● <u>狭あいの道路が多くある市街地等は住民の避難や救助活動、必要物資の運搬等の災害時の活動を円滑に進めるために道路等を面的に整備する必要がある。</u></p> <p><u>(密集市街地の解消)</u></p> <p>● <u>大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の、火災予防・被害低減のための改善整備について取り組む必要がある。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(救助活動能力の強化)</p>	<p><u>必要がある。また、災害発生時の避難・火災の延焼遮断空間となる緑地や公園の整備改善について取り組む必要がある。</u></p>
82	国の取組の反映	<p>○ <u>大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。</u></p>	<p>(中略)</p> <p>(救助活動能力の強化)</p> <p>● <u>大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。</u></p>
82	再掲	<p><u>(病院における倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修)</u></p> <p>● <u>敷地内で倒壊の危険性があるブロック塀について、地震発生時等の倒壊による患者や周辺住民への被害を防ぐ必要がある。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
82	時点修正	<p>(火災予防対策等の推進)</p> <p>● <u>感震ブレイカー、住宅用火災警報器、消火器等について、設置を促進する必要がある。</u></p>	<p>(火災予防対策等の推進)</p> <p>● <u>震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレイカー、住宅用火災警報器、消火器等の設置を促進する必要がある。</u></p>
82	時点修正	<p>(中略)</p> <p>(地域防災力の向上)</p> <p>● <u>地域一丸となって災害に対応するためには、避難行動を含めた住民自身による自助の取組を促す必要があることから、学校における防災教育や家庭内備蓄等の防災啓発の推進や防災行政無線、防災ラジオ、Lアラート、Twitterなど防災情報の提供手段の充実強化を図る必要がある。</u></p>	<p>(中略)</p> <p>(地域防災力の向上)</p> <p>● <u>地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。</u></p>

82	時点修正	<p>併せて、住民相互による共助の取組も促す必要があることから、<u>地域住民の消防団への加入促進や自主防災組織の結成・活動促進等に努める必要がある。</u></p> <p>(LPガスの放出による延焼防止)</p> <p>● LPガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。</p> <p>【重要業績指標】</p> <p>整備中の都市公園の供用開始率 <u>19.8% (R元)</u></p>	<p>(LPガスの放出防止)</p> <p>● <u>地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。</u></p> <p>【重要業績指標】</p> <p>整備中の都市公園の供用開始率 <u>13.5% (H27)</u></p>
82	時点修正	<p>土地区画整理事業の整備面積率※再掲 <u>78.2% (R2)</u></p>	<p>土地区画整理事業の整備面積率※再掲 <u>58.1% (H27)</u></p>
82	再掲	<p>自主防災組織の活動カバー率※再掲 <u>68.9% (R2)</u></p>	<p>(新設)</p>
		7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生	7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生
83	時点修正	<p>(石油コンビナート地域の防災体制の強化)</p> <p>● <u>石油製品の安定供給体制の強化を図るため、石油コンビナート等防災計画の見直し、特定事業所の自衛防災組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図るとともに、石油コンビナートに係る設備の耐震化や護岸の強化等における事業所の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。</u></p> <p>(エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化)</p> <p>● <u>首都圏ひいては全国へのエネルギー等の供給源である京葉臨海コンビナートが被災した場合、広い範囲にわたり生活・経済活動に大きな支障が生じることから、特定事業所の自衛防災組織の活動について、エネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置き、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図り、合同訓練を実施するなど、石油コンビナート地域の耐災害性を強化する必要がある。</u></p> <p><u>また、コンビナートの危機管理能力を備えた人材育成に、産学官が連携して取り組む必要がある。</u></p>	<p>(石油コンビナート合同訓練・情報共有の実施)</p> <p>● <u>コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。</u></p>
83	時点修正	<p>(危険物取扱施設の耐震化)</p> <p>○ <u>危険な物質を取り扱う施設の耐震化を着実に推進する必要がある。</u></p>	<p>(危険物取扱施設の耐震化)</p> <p>● <u>危険な物質を取り扱う施設の耐震化を着実に推進する必要がある。</u></p>
83	時点修正	<p>(コンビナート周辺対策)</p> <p>● <u>火災や煙または有害物質等の流出により、コンビナート周辺</u></p>	<p>(周辺住民等の確実かつ円滑な避難等のため、情報伝達手段の多重化・多様化を推進)</p> <p>● <u>火災や煙または有害物質等の流出により、コンビナート周辺</u></p>

83	時点修正	<p>の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>(耐震強化岸壁の整備)</p> <p>● 災害の発生により各都市を結ぶ輸送路に重大な被害が生じた場合、多くの背後人口を抱える県内において、救援物資や救援救護要員の輸送を可能とする緊急輸送の施設が不足している現状であることから、耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、<u>救援・復旧支援基礎用地としてのオープンスペースを整備する必要がある。</u></p> <p>(中略)</p> <p>【重要業績指標】</p> <p><u>耐震強化岸壁の整備（全13バース）※再掲 7バース（R2）</u></p> <p><u>「港湾施設長寿命化計画」に基づく点検・補修※再掲 実施（R2）</u></p> <p><u>千葉港・木更津港BCP連絡協議会における訓練※再掲 実施（R2）</u></p>	<p>の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>(耐震強化岸壁の整備)</p> <p>● 災害の発生により各都市を結ぶ輸送路に重大な被害が生じた場合、多くの背後人口を抱える県内において、救援物資や救援救護要員の輸送を可能とする緊急輸送の施設が不足している現状であることから、耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
83	再掲		
83	再掲		
83	再掲		
84	基本計画の反映	7-3) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	
84	語句修正	<p>(沿道建築物の耐震化の促進)</p> <p>○ 緊急輸送道路等の沿道の建築物が倒壊し、道路を閉塞することにより、災害時における避難、物資の供給及び救助活動等が十分になされないおそれがあることから、沿道の建築物の耐震化を図る必要がある。</p>	<p>(沿道建築物の耐震化の推進)</p> <p>○ 緊急輸送道路等の沿道の建築物が倒壊し、道路を閉塞することにより、災害時における避難、物資の供給及び救助活動等が十分になされないおそれがあることから、沿道の建築物の耐震化を図る必要がある。</p>
84	時点修正	<p>(警察施設の耐災害性の強化)</p> <p>● <u>千葉県内の39警察署及び関係施設は地域における災害対応活動の拠点となることから、警察施設の耐災害性を強化する必要がある。</u></p> <p>(災害対策用装備資器材の整備充実)</p> <p>● <u>警察署では発災直後から地域住民の救出救助活動に従事することが想定されることから、警察署職員用に初動救助に必要でかつ取扱が容易な装備資器材の整備を検討する必要がある。</u></p>	<p>(関係機関の耐災害性の向上)</p> <p>● <u>被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの設備等の耐災害性の向上を図る必要がある。</u></p>

		<ul style="list-style-type: none"> ● <u>機動隊等救助部隊が、大規模災害現場で使用することを想定した装備資器材の整備を検討する必要がある。</u> ● <u>災害現場で活動する警察官の受傷防止を念頭に置いた資器材の整備について検討する必要がある。</u> (緊急消防援助隊の車両整備等) ● <u>消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。</u> (消防救急無線のデジタル化) ● <u>消防救急デジタル無線は、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。</u> (消防庁舎の耐震化) ● <u>市町村等の消防庁舎の耐震化率は約95.5%(H30)であることなどから、地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する必要がある。</u> (常備消防力の強化) ● <u>消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。</u> 	
84	基本計画の反映	7-4) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
84	移項 (1-5から7-4へ)	(中略) (ため池の耐震化) ○ <u>大規模地震等により被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業用ため池の地震被害を防止するため、耐震対策を推進する必要がある。</u> (激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策)	(中略) (ため池の耐震化) ● <u>大規模地震等により被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業用ため池の地震被害を防止するため、耐震対策を推進する必要がある。</u> (土砂災害防止対策等の推進)
84	時点修正	● <u>地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等のハード整備及び長寿命化計画を推進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。また、土砂災害防止法に基づき、基礎調査結果を関係住民及び市町村に周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を着実に進め、警戒避難体制の整備や住宅の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する必要がある。</u> (土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施・緊急情報の通知)	● <u>地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等のハード整備及び長寿命化計画を推進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑さえる必要がある。</u>
84	再掲	● <u>大規模な地すべりが発生した場合(地割れや建築物等に亀裂</u>	(新設)

84	地域特性の反映	<p>が発生又は広がりつつある場合や、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合)は、土砂災害防止法第28条により、緊急調査を実施し市町村への情報提供を迅速に行う必要がある。</p> <p>(河川管理施設における停電対策の推進)</p> <p>○ 治水ダムについて、大規模停電時も業務を継続できるよう、予備発電機の燃料調達を確実にするための体制を構築するとともに、予備発電設備機能を強化する必要がある。</p> <p>○ 予備電源が確保されていない排水機場について、停電時に施設機能が確保できるようにする必要がある。</p> <p>【重要業績指標】</p>	(新設)
84	新設	ため池の耐震化により被害を軽減する面積 198ha (R2)	(新設)
84	再掲	砂防関係施設の整備により保全される人家戸数(全575戸)※再掲 161戸 (R元)	(新設)
84	基本計画の反映	7-5) 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃	7-5) 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響
84	語句修正	<p>(有害・危険物質対応資機材の整備)</p> <p>○ 河川・海岸・港湾区域において油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するため、対応資機材を確保する必要がある。</p>	<p>(有害・危険物質対応資器材の整備)</p> <p>○ 河川・海岸・港湾区域において油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するため、対応資機材を確保する必要がある。</p>
84	基本計画の反映	<p>(有害物質の流出等への対応)</p> <p>○ 大規模地震等により河川等で異常水質の発生が確認された際、有害物質等の大規模拡散・流出を防止するため、又は大気中に有害物質が排出される事故が発生した際、周辺の区域における人の健康の保護及び生活環境の保全に資するため、迅速に情報収集を行い、各関係機関との連絡調整を行う体制を維持する必要がある。</p>	(新設)
84	時点修正	<p>(既存高圧ガス設備の耐震性向上)</p> <p>● 新規設置する高圧ガス設備に加え、既存の重要度の高い高圧ガス設備にも高圧ガス保安法に基づく最新の耐震設計基準に適合するよう事業者に対策を求めていく必要がある。</p>	<p>(高圧ガス設備の耐震対策)</p> <p>● 東日本大震災を踏まえ耐震基準を見直した高圧ガス設備について対策を促進する必要がある。</p>
84	移項(7-5から8-6へ)	(削除)	<p>(国内外への情報発信)</p> <p>○ 災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信するとともに、複数の情報伝達経路の確保に努める必</p>

84	移項 (1-5から7-5へ)	(中略) (富士山噴火による降灰対策) ○ 富士山噴火による降灰は広範囲に及び、本県においても、 <u>様々な分野への影響が想定されるため、火山灰による影響を軽減する対策を検討する必要がある。</u>	<u>要がある。</u> (中略) (新設)
84	基本計画の反映	7-6) 農地・森林等の被害による県土の荒廃	7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
84	時点修正	(中略) (荒廃地等における治山施設の整備) ○ 地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、山地災害発生リスクの高まりが懸念されるなか、山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、 <u>危険箇所の重要性や緊急性を考慮し、効率的、効果的な治山施設の整備を進める必要がある。</u> (災害に強い森づくりの促進)	(中略) (荒廃地等における治山施設の整備) ○ 地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、山地災害発生リスクの高まりが懸念されるなか、山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、 <u>人的被害が発生するおそれがあることから、効率的、効果的な治山施設の整備を進める必要がある。</u>
84	地域特性の反映	○ <u>風倒木等による災害を未然に防止するため、市町村が行うインフラ周辺の事前伐採等の森林整備を支援する必要がある。</u> 【重要業績指標】	(新設) 【重要業績指標】
85	時点修正	治山施設を整備した山地災害危険地区数 <u>1,347 地区 (R 元)</u>	治山施設を整備した山地災害危険地区数 <u>216 地区 (H27)</u>
85	基本計画の反映	8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
85	基本計画の反映	8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
85	語句修正	(災害廃棄物対策指針に基づく自治体による災害廃棄物処理計画の作成促進) ○ 災害廃棄物は、廃棄物処理法で一般廃棄物に区分され、被災市町村に処理責任がある。東日本大震災のような大規模災害時には、市町村が通常処理していないような性状の廃棄物が、一度に大量に発生し、 <u>通常</u> の廃棄物処理体制では、迅速かつ適正な廃棄物処理が困難なことが <u>想定</u> される。市町村の災害廃棄物処理計画が <u>未策定の場合や、策定していても大規模災害に対応</u>	(災害廃棄物対策指針に基づく自治体による災害廃棄物処理計画の作成促進) ○ 災害廃棄物は、廃棄物処理法で一般廃棄物に区分され、被災市町村に処理責任がある。東日本大震災のような大規模災害時には、市町村が通常処理していないような性状の廃棄物が、一度に大量に発生し、 <u>現行</u> の廃棄物処理体制では、迅速かつ適正な廃棄物処理が困難なことが <u>懸念</u> される。市町村の災害廃棄物処理計画の <u>策定率が低く、また、策定していても大規模災害に</u>

85	時点修正	<p>していない場合には、災害廃棄物の処理が停滞することにより、復興が大幅に遅れる事態が懸念されることから、災害廃棄物処理計画の策定や見直しを進める上で必要な技術的な支援を図る必要がある。</p> <p>(一般廃棄物処理施設の防災機能の向上)</p> <p>○ 国が策定した「<u>廃棄物処理施設整備計画(平成30年6月)</u>」を踏まえて、市町村及び一部事務組合は、地域の核となる廃棄物処理施設が地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、浸水対策等を着実に推進する必要がある。(後略)</p>	<p>対応していない場合には、災害廃棄物の処理が停滞することにより、<u>復旧・復興</u>が大幅に遅れる事態が懸念されることから、災害廃棄物処理計画の策定や見直しを進める上で必要な技術的な支援を図る必要がある。</p> <p>(一般廃棄物処理施設の防災機能の向上)</p> <p>○ 国が策定した「<u>廃棄物処理施設整備計画(平成25年3月)</u>」を踏まえて、市町村及び一部事務組合は、地域の核となる廃棄物処理施設が地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、浸水対策等を着実に推進する必要がある。(後略)</p>
85	時点修正	<p>(災害廃棄物仮置場整備の支援)</p> <p>○ 市町村は、国が策定した「<u>災害廃棄物対策指針(平成30年6月)</u>」を踏まえ、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、<u>仮置場の候補地の選定</u>を推進する必要がある。また、県は、市町村に対し、必要に応じて技術的な支援を行う必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>【重要業績指標】</p> <p>災害廃棄物処理計画の策定市町村数 <u>39 団体 (R2)</u></p>	<p>(災害廃棄物を仮置きするストックヤード整備の支援)</p> <p>○ 市町村は、国が策定した「<u>災害廃棄物対策指針(平成26年3月)</u>」を踏まえ、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、<u>災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地の選定</u>を推進する必要がある。また、県は、市町村に対し、必要に応じて技術的な支援を行う必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>【重要業績指標】</p> <p>災害廃棄物処理計画の策定市町村数 <u>1 団体 (H27)</u></p>
86	時点修正	<p>災害廃棄物処理計画の策定市町村数 <u>39 団体 (R2)</u></p>	<p>災害廃棄物処理計画の策定市町村数 <u>1 団体 (H27)</u></p>
86	基本計画の反映	<p>8-2) <u>復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態</u></p> <p>(中略)</p>	<p>8-2) <u>道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</u></p> <p>(中略)</p>
86	語句修正	<p>(建物被害認定体制の充実)</p> <p>○ 大規模災害時に迅速・公平に被災者を支援し、速やかな復旧を図るため、市町村における罹災証明書の交付にかかる建物被害認定を行うための職員の養成が必要である。</p>	<p>(建物被害認定体制の充実)</p> <p>○ 大規模災害時に迅速・公平に被災者を支援し、速やかな復旧を図るため、市町村における罹災証明書の交付にかかる建物被害認定を行うための職員の養成が必要<u>がある</u>。</p>
86	国の取組の反映	<p>(インフラDXの推進)</p> <p>○ <u>ICTの全面的な活用(ICT土工、ICT舗装工等)の普及・促進に取り組み、施工の効率化及び建設工事の生産性向上を図る必要がある。</u></p> <p>○ <u>新技術活用(路面状況の診断にAI技術の導入等)の普及・促進に取り組み、点検業務の効率化や業務の省力化を図る必要がある。</u></p>	<p>(新設)</p>

86	新設	<p>【重要業績指標】 <u>災害対策コーディネーターの在住市町村数※再掲 50 市町村 (R2)</u></p>	<p>(新設) (新設)</p>
86	基本計画の反映	<p>8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態</p>	(新設)
86	基本計画の反映	<p>(県内の地盤沈下状況の把握) ○ 大規模災害時の広域地盤沈下の状況を把握するため、平常時から1級水準測量による地盤変動量調査や観測井による地下水位・地層収縮量の監視を行う必要がある。</p>	(新設)
86	再掲	<p>(海岸保全施設整備による、津波・高潮・侵食対策) ● 海岸保全施設の整備により、津波・高潮・侵食に対して、計画的かつ着実に対策を進める必要がある。水門、樋門の自動化等の状況を踏まえ、この推進等により、確実な運用体制の構築や操作員の安全の確保を図る必要がある。</p>	(新設)
86	再掲	<p>(水害に強い地域づくり(河川)) ● 河道掘削・築堤等による河道改修や調節池、流域貯留浸透施設等の整備を進めるとともにダム改良・更新を進める必要がある。 また、気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を推進していく必要がある。 これらの県事業のほか、国直轄事業である利根川、江戸川の堤防整備を促進する必要がある。</p>	(新設)
86	新設	<p>【重要業績指標】 <u>海岸堤防整備(建設海岸)(全51.7km)※再掲 9.0km (R元)</u></p>	(新設)
86	新設	<p><u>海岸侵食対策<ヘッドランド>(全11基)※再掲 0基 (R元)</u></p>	(新設)
86	新設	<p><u>海岸侵食対策<離岸堤>(全7基)※再掲 0基 (R元)</u></p>	(新設)
86	新設	<p><u>海岸侵食対策<養浜>(全2,700,000 m³)※再掲 0 m³ (R元)</u></p>	(新設)
86	新設	<p><u>河川整備目標に対する河川整備率※再掲 58.2% (R元)</u></p>	(新設)
86	新設	<p><u>河川の地震・高潮対策※再掲 1河川 (R元)</u></p>	(新設)
86	新設	<p><u>ダムの堰堤改良(全5施設)※再掲 1施設 (R元)</u></p>	(新設)

86	基本計画の反映	8-4) 貴重な文化財や環境資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	8-3) 地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
86	移項 (8-3から3-2へ)	(中略) (削除)	(中略) (被災者台帳の整備・推進)
86	移項 (8-3から8-5へ)	(削除)	○ 「被災者情報システム」を活用した市町村の被災者台帳の作成を支援し、被災者の被害から生活再建までを一元的に管理し迅速な復旧・復興を図る必要がある。 (応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進)
86	時点修正	(地域防災力の向上) ● 地域一丸となって災害に対応するためには、避難行動を含めた住民自身による自助の取組を促す必要があることから、学校における防災教育や家庭内備蓄等の防災啓発の推進や防災行政無線、防災ラジオ、Ｌアラート、Twitterなど防災情報の提供手段の充実強化を図る必要がある。 併せて、住民相互による共助の取組も促す必要があることから、地域住民の消防団への加入促進や自主防災組織の結成・活動促進等に努める必要がある。	(地域防災力の向上) ● 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。
86	移項 (8-3から3-1へ)	(削除)	(行政機関等の機能低下回避) ● 地方行政機関等（警察／消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。
86	移項 (8-3から8-5へ)	(削除)	(地籍調査の促進) ○ 地震、津波、土砂災害等の被害から土地境界等が不明確になり、災害等からの復旧・復興が大幅に遅れる事態が発生するため、地籍調査の更なる推進を図る必要がある。
86	時点修正	(警察施設の耐災害性の強化) ● 千葉県内の39警察署及び関係施設は地域における災害対応活動の拠点となることから、警察施設の耐災害性を強化する必要がある。	(警察施設の耐災害性の強化) ● 警察職員が迅速に災害対応活動に従事する上で大前提となるのが、警察庁舎が災害発生後もダメージを受けず、その機能を維持し続けることである。そのため、警察署をはじめとした警察庁舎の耐震化を継続的に進める等警察施設の耐災害性を強化していく必要がある。

86	語句修正	(災害対策用装備資器材の整備充実) (中略) ● 災害現場で活動する警察官の受傷防止を念頭に置いた資器材の整備について検討する必要がある。	(災害対策用装備資器材の整備充実) (中略) ● 災害現場で活動中する警察官の受傷防止を念頭に置いた資器材の整備についても検討する必要がある。
86	移項 (1-2から8-4へ)	(文化財に係る各種防災対策の支援) ○ 文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、市町村及び文化財所有者等に対して、大規模自然災害への予防措置等の指導・助言を行う必要がある。	(新設)
87	時点修正	【重要業績指標】 自主防災組織のカバー率※再掲 <u>68.9% (R2)</u>	【重要業績指標】 自主防災組織のカバー率※再掲 <u>59.5% (H27)</u>
87	移項 (8-3から8-5へ)	(削除)	<u>地籍調査進捗率 14.9% (H27)</u>
87	基本計画の反映	8-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	(新設)
87	移項 (8-3から8-5へ)	(応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進) ○ 災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供のために関係団体と協定を締結し、平時から協力体制を構築しているが、引き続き協力体制を整備し、維持していく必要がある。	(新設)
87	移項 (8-3から8-5へ)	(地籍調査の促進) ○ 地震、津波、土砂災害等の被害から土地境界等が不明確になり、災害等からの復旧・復興が大幅に遅れる事態が発生するため、地籍調査の更なる推進を図る必要がある。	(新設)
87	再掲	(民間企業におけるBCPの策定促進及びBCMの普及推進) ● 災害発生時に県内企業の99.8%を占める中小企業の活動が停止した場合、事業の中断などによる経済的損失が生じることから、セミナーを通じた啓発を行うとともに、相談、専門家派遣等の支援により中小企業のBCP策定を促進する必要がある。例えば、企業が集積している工業団地などにおける企業間連携による効率的なBCP作成・運用も含め促していく必要がある。	(新設)
87	再掲	(中小企業に対する資金調達支援)	(新設)

87	再掲	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>金融機関と連携し、災害発生時における中小企業の資金調達を支援する必要がある。</u> (金融機関の建物等の耐災害性の向上、BCP策定等の促進) ● <u>県内の金融機関では、建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCP策定・実効性向上等が進められているが、各金融機関によって進捗状況が異なるため、状況の把握に努める必要がある。</u> 	(新設)
87	移項 (8-3から8-5へ)	<p>【重要業績指標】</p> <p>地籍調査進捗率 16.6% (R元)</p>	(新設)
87	基本計画の反映	8-6) 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響	(新設)
87	移項 (7-5から8-6へ)	<p>(国内外への情報発信)</p> <p>○ <u>災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信するとともに、複数の情報伝達経路の確保に努める必要がある。</u></p>	(新設)
87	再掲	<p>(民間企業におけるBCPの策定促進及びBCMの普及推進)</p> <p>● <u>災害発生時に県内企業の99.8%を占める中小企業の活動が停止した場合、事業の中断などによる経済的損失が生じることから、セミナーを通じた啓発を行うとともに、相談、専門家派遣等の支援により中小企業のBCP策定を促進する必要がある。例えば、企業が集積している工業団地などにおける企業間連携による効率的なBCP作成・運用も含め促していく必要がある。</u></p>	(新設)
87	再掲	<p>(中小企業に対する資金調達支援)</p> <p>● <u>金融機関と連携し、災害発生時における中小企業の資金調達を支援する必要がある。</u></p>	(新設)
87	再掲	<p>(金融機関の建物等の耐災害性の向上、BCP策定等の促進)</p> <p>● <u>県内の金融機関では、建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCP策定・実効性向上等が進められているが、各金融機関によって進捗状況が異なるため、状況の把握に努める必要がある。</u></p>	(新設)

87	再掲	<p>(インフラの防災対策)</p> <p>● <u>道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する必要がある。</u></p> <p>(別記2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果</p>	<p>(新設)</p> <p>(別記2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果</p>
88	基本計画の反映	<p>1) 行政機能/警察・消防等/防災教育等</p>	<p>1) 行政機能/警察・消防等</p>
88	地域特性の反映	<p>【行政機能】</p> <p><u>(地方公共団体における業務継続計画(地方BCP)の充実・強化)</u></p> <p>○ <u>大規模地震等が発生した場合においても、県民の生命・財産を守り・生活の早期復旧を図るとともに、<u>応急対策業務等の行政機能を維持するため、県・市町村において業務継続計画を策定している。県では、令和元年房総半島台風等の課題を踏まえた業務継続計画の見直しを行ったところであり、今後も必要に応じ見直しを行い、充実・強化に努める必要がある。</u></u></p> <p><u>市町村では、全市町村で業務継続計画を策定済み(平成30年11月)であり、必要に応じ情報提供や助言等の支援を行い、充実・強化を図る必要がある。</u></p>	<p>【行政機能】</p> <p>○ <u>大規模地震等が発生した場合においても、県民の生命・財産を守り・生活の早期復旧を図るとともに行政機能を維持する必要があることから、業務継続計画の実効性を高めるため必要に応じて見直しを図り充実強化を図る必要がある。</u></p>
88	時点修正	<p><u>(備蓄品の確保)</u></p> <p>○ <u>家庭・事業所等における生活必要物資等の備蓄を促し、県と市町村が協調して計画的な備蓄に取り組むとともに、地方公共団体・国・民間事業者等が連携した供給体制を構築する必要がある。</u></p> <p><u>(自立・分散型エネルギーの整備)</u></p> <p>○ <u>防災拠点や災害時に機能を保持すべき施設への自立・分散型エネルギー整備を進める必要がある。</u></p> <p><u>(避難所等の電源確保)</u></p> <p>○ <u>災害時における電力供給遮断に備え、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、非常用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。</u></p> <p><u>(基幹業務システム等の耐災害性の確保)</u></p> <p>○ <u>県庁の財務情報システム等の基幹業務システムの耐災害性</u></p>	<p>○ <u>首都直下地震をはじめとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないように、業務継続計画等を踏まえ、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。</u></p>

88	時点修正	<p>を確保する必要がある。 <u>(防災情報の収集機能強化)</u> ○ <u>民間通信事業者の回線が停止した場合にも県と市町村、防災関係機関との通信ができるよう、自営の通信手段(防災行政無線)や情報システム等を整備し、維持・管理していく必要がある。</u> <u>(地方公共団体の組織体制の強化・危機対応能力の向上)</u> ○ <u>情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である県・市町村の危機対応能力の向上を図る必要がある。</u> <u>(総合防災訓練の実施)</u> ○ <u>総合防災訓練・図上訓練(災害対策本部設置)の実施については、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び図上訓練など、応急対応能力の向上等を図るため、引き続き訓練を実施する必要がある。</u></p>	<u>(新設)</u>
88	プログラムと施策分野のマトリクス構造を明確化するため、施策の表現を統一化	<p><u>(受援体制の整備)</u> ○ <u>県外からの応援を円滑に受け入れ柔軟かつ迅速に被災地を支援するため、応援受援計画を活用するとともに、訓練等で検証を行い計画の実効性を確保することにより、体制を強化していく必要がある。医療救護支援については、県災害医療救護計画の運用体制を強化していく必要がある。</u> <u>(TEC-FORCE等との連携強化)</u> ○ <u>国から派遣されるTEC-FORCEと県、市町村における連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢を充実させる必要がある。</u></p>	<u>(新設)</u>
88	時点修正	<p><u>(被災者台帳の整備・推進)</u> ○ <u>被災者の被災の状況や各種支援の状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳について、市町村が迅速に作成できる体制づくりを支援し、被災者への公平で効率的な支援の実施及び迅速な復旧・復興を図る必要がある。</u></p>	<u>(新設)</u>
88	時点修正	<p><u>(生活再建支援)</u> ○ <u>被災者再建支援制度の充実を図るとともに、生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制を整備す</u></p>	<u>(新設)</u>

88	国の取組の反映	<p><u>る必要がある。</u> <u>(インフラDXの推進)</u> ○ <u>ICTの全面的な活用（ICT土工、ICT舗装工等）の普及・促進に取り組み、施工の効率化及び建設工事の生産性向上を図る必要がある。</u></p>	<u>(新設)</u>
88	時点修正	<p>【警察・消防等】 <u>(警察施設の耐災害性の強化)</u> ○ <u>千葉県内の39警察署及び関係施設は地域における災害対応活動の拠点となることから、警察施設の耐災害性を強化する必要がある。</u> <u>(消防庁舎の耐震化)</u> ○ <u>市町村等の消防庁舎の耐震化率は約95.5%（H30）であることなどから、地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する必要がある。</u></p>	<p>【警察・消防等】 ○ <u>災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防防災施設、公共・公用施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、救援に活用できる施設の調査、救援経路の啓開体制の事前整備等を推進する必要がある。</u></p>
88	時点修正 国の取組の反映	<p><u>(災害対策用装備資器材の整備充実)</u> ○ <u>警察署では発災直後から地域住民の救出救助活動に従事することが想定されることから、警察署職員用に初動救助に必要なでかつ取扱が容易な装備資器材の整備を検討する必要がある。</u> ○ <u>機動隊等救助部隊が、大規模災害現場で使用することを想定した装備資器材の整備を検討する必要がある。</u> ○ <u>災害現場で活動する警察官の受傷防止を念頭に置いた資器材の整備について検討する必要がある。</u> <u>(緊急消防援助隊の車両整備等)</u> ○ <u>消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。</u> <u>(消防救急無線のデジタル化)</u> ○ <u>消防救急デジタル無線は、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。</u> <u>(常備消防力の強化)</u> ○ <u>消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。</u> <u>(治安確保体制等の整備)</u> ○ <u>治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要</u></p>	<p>○ <u>災害対応のための装備資機材の整備・高度化を適切に行う必要がある。また、情報通信施設や通信機材の整備強化、情報収集・提供手段の多様化・多重化、防災情報等の高度化・共通化を図る必要がある。</u></p>

		<p>がある。</p> <p><u>(県警本部、警察署代替施設等の立ち上げに必要な資器材の整備及び習熟)</u></p> <p>○ <u>大規模災害発生時において、既存の警察施設が被災によりその機能を失った場合、速やかに代替施設を立ち上げる必要があるが、施設の立ち上げに必要な通信機器の不足や職員が機器の取扱いに不慣れであるため、施設の立ち上げに時間を要し、その間の警察活動に影響を及ぼすことが懸念されることから、必要な資器材の整備及び習熟を図る必要がある。</u></p> <p><u>(信号機の停電対策)</u></p> <p>○ <u>停電や故障による信号機能障害、交通管制機能障害等により発生する交通渋滞、交通事故を回避する必要がある。</u></p> <p><u>(信号機電源付加装置の整備推進等)</u></p> <p>○ <u>電力会社からの電力供給が停止若しくは制限された場合、信号機が滅灯するため、交通の安全と円滑が著しく悪化する。また、警察官による交通整理も、カバーできる範囲に限られる上、限られた人員で災害応急対策を効果的に進めるためには、早急に、かつ継続的に信号機能を回復することができる信号機電源付加装置の整備を推進する必要がある。</u></p> <p><u>また、災害時等においては避難経路、緊急輸送道路、緊急交通路等を確保する必要から、信号機等の交通安全施設の機能維持のため、計画的な更新・整備を進めるとともに、信号機によらない交差点制御方法（環状交差点等）の導入を進めていく必要がある。</u></p>	
88	移項（「警察・消防等」から「行政機能」へ）	<u>(削除)</u>	○ <u>災害対応力を向上させるため、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の応援部隊の受入に必要な事前調整や連携強化の推進等、受援体制を整備する必要がある。</u>
88	移項（「警察・消防等」から「防災教育等」へ）	<u>(削除)</u>	○ <u>消防団の体制・装備、訓練の充実強化や自主防災組織等についての啓発活動の実施や社会の変化に応じた見直し等により、地域防災力の充実強化を図る必要がある。</u>
88	時点修正	<u>(訓練環境の整備充実)</u>	<u>(新設)</u>
		○ <u>東日本大震災以降、警察の救助部隊についても災害対応能力の向上を図るため、各種災害対応訓練を実施してきたところで</u>	

88	基本計画の反映	<p><u>あるが、今後、更なる救助技術の向上に取り組んでいくため、救助技術の習得には継続した関係機関との合同訓練や訓練施設の整備等訓練環境の整備が必要となる。</u></p>	<u>(新設)</u>
88	時点修正	<p><u>【防災教育等】</u> <u>(消防団員の確保対策、自主防災組織等の充実強化)</u> ○ <u>消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。</u> <u>(消防職員等に対する教育訓練の充実強化)</u></p>	<u>(新設)</u>
88	国の取組の反映	<p>○ <u>消防職員や団員に対する高度で実践的な教育訓練を充実強化するとともに、自主防災組織等に対する実践的な研修・訓練を行う必要がある。</u> <u>(救助活動能力の強化)</u> ○ <u>大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。</u> <u>(高層建築物等における災害対策)</u> ○ <u>高層建築物等での消防活動の拠点として、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の有効性を啓発し、設置を促進する必要がある。</u></p>	<u>(新設)</u>
88	基本計画の反映	<p>2) 住宅・都市（住宅／都市）</p>	2) 住宅・都市
88	時点修正	<p><u>【住宅】</u> <u>(学校施設の耐震化)</u> ○ <u>公立学校施設の耐震化率は、小・中学校は100%、高等学校は100%、特別支援学校は100%である〔令和3年4月1日時点〕。学校は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時の避難所等として活用される場合も多いことから、引き続き市町村が行う耐震関連事業に対して適切な助言を行</u></p>	<p><u>【住宅】</u> ○ <u>住宅・建築物、学校等の耐震化率は一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断及び耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、つり天井など非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。</u></p>

う必要がある。

- 私立学校施設の耐震化率は、88.7%〔令和2年4月1日時点〕。国の方針を踏まえて、耐震化の完了に向けて取り組む必要がある。

(県立体育施設の耐震化)

- 災害時に避難所や防災活動拠点となりうる県立体育施設の耐震化率は84.6%（令和3年4月1日時点）であり、発災時の利用者保護も含め、災害時における機能を発揮する為に、耐震化を促進する必要がある。

(県立社会教育施設の耐震化)

- 社会教育施設（県立体育施設を除く）の耐震化率は92.6%（令和3年4月1日時点）である。避難所等に利用されることもあるため、さらに耐震化を促進する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 住宅の耐震化率は約92%（R2）、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は約90%（R2）であるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断及び耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。

- 庁舎、病院、学校等の公共建築物は、応急活動拠点として活用されるため、重点的に耐震化を推進する必要がある。

- つり天井など非構造部材等について安全対策を推進する必要がある。

(被災宅地危険度判定の充実)

- 大規模地震や豪雨などによる災害後の宅地の二次災害防止のため、被災宅地の危険度判定を適切に実施する判定士の養成や判定体制の整備充実を図る必要がある。

(被災建築物応急危険度判定の充実)

- 行政職員だけでは対応が困難となるような、大規模な地震発生後の被災建築物応急危険度判定が、迅速かつ円滑に実施されるよう、行政職員と併せて民間の建築士等を応急危険度判定士として養成する必要がある。

(応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進)

- 災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供のために関係団体と協定を締結し、平時から協力体制を構築

- 災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供のために関係団体と協定を締結し、平時から協力体制を構築

88	時点修正	<p><u>しているが、引き続き協力体制を整備し、維持していく必要がある。</u></p> <p>【都市】 <u>(緊急時の避難路等の整備)</u></p> <p>○ <u>狭あいの道路が多くある市街地等は住民の避難や救助活動、必要物資の運搬等の災害時の活動を円滑に進めるために道路等を面的に整備する必要がある。</u> <u>(密集市街地の解消)</u></p> <p>○ <u>大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の、火災予防・被害低減のための改善整備について取り組む必要がある。</u> <u>(都市型水害対策のための緑地の確保)</u></p> <p>○ <u>都市型水害軽減のため、雨水の流出抑制機能を持った緑地や都市公園の整備等を促進する必要がある。</u> <u>(延焼防止等に資する緑地の確保)</u></p> <p>○ <u>住宅密集地での延焼拡大防止のために、緑地の確保や都市公園の整備を促進する必要がある。</u> <u>(火災予防対策等の推進)</u></p> <p>○ <u>感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等について、設置を促進する必要がある。</u> <u>(LPガスの放出による延焼防止)</u></p> <p>○ <u>LPガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。</u> <u>(宅地の耐震化の推進)</u></p> <p>○ <u>大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落の防止を目的として、当該造成地の安全性の把握をするための調査を実施していく必要がある。</u> <u>(空家等対策の促進)</u></p> <p>○ <u>適切な管理がなされていない空家は、災害時に倒壊や部材の飛散等の恐れがあることから、市町村が行う空家等対策を促進する必要がある。</u> <u>(上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築)</u></p> <p>○ <u>上水道の基幹管路の耐震適合率は約6割(R元)であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進するとともに、災害時に</u></p>	<p><u>しているが、引き続き協力体制を整備し、維持していく必要がある。</u></p> <p>【都市】</p> <p>○ <u>火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。地震時等に著しく危険な密集市街地については、その解消には至っていないため、避難地・避難路等の整備等により計画的な解消を図る必要がある。</u></p> <p>○ <u>大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の有無を調査し、その結果を公表するよう市町村に働きかけ、住宅造成地に伴う災害に対する県民の理解を深める必要がある。</u> <u>(新設)</u></p> <p>○ <u>上水道の基幹管路の耐震適合率は約5割(H26)であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進するとともに、災害時</u></p>
88	時点修正		
88	外部意見の反映		
88	時点修正		

88	地域特性の反映	<p><u>迅速かつ的確に応急給水活動を実施できるよう対応の充実を図る必要がある。</u></p> <p>○ <u>水害による水道施設への被害を最小限度に抑えるための施設整備を促進するとともに、停電対策として非常用発電設備等の整備の促進を図る必要がある。また、水害に伴う施設の損壊や水道管の破損等が発生した場合にも、適切な応急措置及び迅速な復旧が行えるよう対応の充実を図る必要がある。</u></p> <p>○ <u>水道災害相互応援協定による応急給水等の対応の充実を図る必要がある。</u></p> <p>○ <u>飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置、または防災用井戸の整備促進を図る必要がある。</u></p> <p>○ <u>県営水道においては、東日本大震災等を踏まえて将来の震災に備えた水道施設の計画的な更新・耐震化を推進するとともに、令和元年房総半島台風等による停電・浸水被害などの状況を踏まえ、非常用自家発電設備の強化及び浸水対策に取り組む必要がある。また、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動や応急復旧活動が行えるよう、給水区域内の各市や関係団体等との連携を強化していく必要がある。</u> <u>(水害に強い地域づくり(下水道))</u></p>	<p><u>に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制を整備する必要がある。</u></p> <p>○ <u>県営水道においては、東日本大震災を踏まえて将来の震災に備えた水道施設の計画的な更新・耐震化を推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動が行えるよう、給水区域内の各市との連携を強化していく必要がある。</u></p>
88	地域特性の反映	<p>○ <u>水害による被害を最小限にするため、下水道(雨水)施設の整備を促進する必要がある。</u> <u>(水資源開発施設の整備促進と水資源の有効利用の取組の推進)</u></p> <p>○ <u>本県は、地形的及び地理的に水資源に恵まれないことから、水源の約2/3を利根川水系に依存しており、安定した水資源の確保や既存施設の活用に加え、雨水、下水再生水等を有効利用する必要がある。</u> <u>(下水道BCPの改定)</u></p> <p>○ <u>汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、浸水対策も含めたBCP改定を促進するとともに、訓練等によりBCPの実行性の確保と改善を図る必要がある。</u> <u>(下水道施設の耐震対策)</u></p> <p>○ <u>大規模地震等による下水道施設の被害を最小限にするため、耐震化を推進する必要がある。</u> <u>(公共下水道施設の停電対策)</u></p>	<p>○ <u>下水道BCPについては、市町村と連携してBCP策定等を促進する必要がある。また、下水道施設の耐震化等を着実に推進する必要がある。</u></p> <p>○ <u>大規模災害時に下水道を速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する必要がある。</u></p>

88

時点修正

- 市町村の下水道施設における、自家発電施設の整備を促進する必要がある。
(下水道施設の耐水化)
- 洪水による下水道施設の浸水被害を最小限にするため、耐水化を推進する必要がある。
(下水道施設の戦略的維持管理・更新)
- 下水道施設の老朽化による機能停止を未然に防止するため、ストックマネジメント計画を策定し、その計画に基づいた予防保全型の維持管理や更新を推進する必要がある。
(広域的避難の枠組整備)
- 大規模災害から住民を広域的に避難させる枠組みの整備に向け、他都県市等の関係機関と連携協力しながら検討を進める必要がある。
(総合的な帰宅困難者対策の検討・実施)
- 九都県市や鉄道事業者等と連携し、一斉帰宅の抑制啓発や、一時滞在施設の確保、安否確認体制の確立の呼びかけ、情報提供を行うための体制整備、帰宅支援の拡充など、総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。
- 公共施設の他、民間施設の一時滞在施設の拡充を図るとともに、一時滞在施設における備蓄を促進し、帰宅困難者の受入体制を向上させる必要がある。
- 九都県市や事業者と連携して、災害時帰宅支援ステーションの拡充を図る必要がある。
(帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用)
- 大規模自然災害時に生じる多数の帰宅困難者のために、休憩・情報提供等の場所となる帰宅支援スポットを提供するため、都市公園の整備を促進する必要がある。
(印旛沼防災拠点の整備)
- 台風の大型化や局地的豪雨の増加など地球温暖化による災害リスクの増大が課題となっていることから、印旛沼周辺6市町(成田市・佐倉市・八千代市・印西市・酒々井町・栄町)で登録した「印旛沼かわまちづくり計画」により、水辺の賑わい機能を兼ね備えた防災拠点を整備し、地域防災力の向上を図る必要がある。

88

時点修正

- 帰宅困難者対策について、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保、徒歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。また、一時滞在施設や避難所となる学校施設等は、必ずしも防災機能を有しておらず、帰宅困難者・避難者等の受入態勢を確保する必要がある。

(新設)

88	基本計画の反映	<u>(県内の地盤沈下状況の把握)</u> <u>○ 大規模災害時の広域地盤沈下の状況を把握するため、平常時から1級水準測量による地盤変動量調査や観測井による地下水位・地層収縮量の監視を行う必要がある。</u>	<u>(新設)</u>
88	時点修正	<u>(文化財に係る各種防災対策の支援)</u> <u>○ 文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、市町村及び文化財所有者等に対して、大規模自然災害への予防措置等の指導・助言を行う必要がある。</u>	<u>(新設)</u>
88	移項 (2から7へ)		<u>○ 地震、津波からの円滑な避難や災害時の救援・物資輸送ルート確保に必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路・避難路の無電柱化、沿道建築物の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等との連携調整を事前に行う必要がある。</u>
		3) 保健医療・福祉	3) 保健医療・福祉
89	移項 (3から13へ)	<u>(削除)</u>	<u>○ 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会との災害時協定など連携の強化を推進する必要がある。</u>
89	地域特性の反映	<u>(医療施設の耐震化)</u> <u>○ 災害時に医療機能を提供できない事態を避けるため、病院等の医療施設の耐震化を促進する必要がある。</u> <u>特に、災害時に県内の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の耐震化を着実に推進する必要がある。</u> <u>(病院における給水体制の確保)</u> <u>○ 災害により長期の断水が発生しても病院の診療機能を維持するため、給水設備の整備強化等を図る必要がある。</u> <u>(病院における浸水対策)</u> <u>○ 洪水等の発生時においても必要な医療が受けられる体制を確保するため、医療施設における浸水対策の充実・強化を図る必要がある。</u> <u>(病院における非常用通信設備の確保)</u> <u>○ 災害時に傷病者等の受入れの中心となる医療施設が、災害時における通信手段を確保するため、非常用通信設備を整備する必要がある。</u>	<u>○ 病院や社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。特に、災害時、広域的な災害医療の拠点となる災害拠点病院の耐震化を進める必要がある。また、病院は災害時にも継続的に業務を行えるよう、BCPの作成や防災訓練の実施、電力供給体制の確保などを行っていく必要がある。</u>

(病院における倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修)

- 敷地内で倒壊の危険性があるブロック塀について、地震発生時等の倒壊による患者や周辺住民への被害を防ぐ必要がある。

(社会福祉施設の耐震化)

- 社会福祉施設は、自ら避難することが困難な方が多く利用している施設であり、施設の耐震化等により安全性を確保し、安心して暮らせる環境づくりを推進する必要がある。

(病院における電力供給体制の確保)

- 災害時における県内の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院では、災害時において病院の基本的な機能を維持するため、平時から自家発電機等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、自立・分散型エネルギー（コージェネレーション等）導入の検討を行うなど、病院における電力供給体制の確保を図る必要がある。

- 病院における非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定に基づく連携体制の充実を図る必要がある。

(社会福祉施設における電力供給体制の確保)

- 社会福祉施設については、社会福祉施設の入所者等の安全を確保するため、災害時においても基本的な機能を維持する必要があることから、平時から自家発電機等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、施設における電力供給体制の確保を図る必要がある。

(社会福祉施設の孤立対策)

- 社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切な支援体制の充実が必要である。

(病院におけるBCPの作成及び防災訓練の実施)

- 災害時にも継続的に業務を行えるよう、BCPの作成や防災訓練の実施などを行っていく必要がある。

(災害派遣医療チーム（DMAT）の養成)

- 大規模自然災害発生時に医療体制が絶対的に不足する事態を回避するため、医療救護の中心的役割を担う災害派遣医療チーム（DMAT）について訓練を充実し、災害拠点病院の保有率（100%）を維持する必要がある。

- 大規模自然災害発生時に医療体制が絶対的に不足する事態を回避するため、医療救護の中心的役割を担う災害派遣医療チーム（DMAT）の訓練の充実、災害拠点病院への配置を推進する必要がある。また、インフラ被災時には災害派遣医療チ

89	時点修正	<p><u>(災害福祉支援チーム (DWAT) の派遣体制の構築)</u></p> <p>○ <u>避難所では高齢者や障害者などの地域における災害時要配慮者が、長期間の避難生活を余儀なくされるケースが生じており、このような災害時要配慮者の方々の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、安定的な日常生活に移行できるよう必要な支援を行うチームの派遣体制を構築する必要がある。</u></p>	<p><u>ームが到達できなくなるため、緊急輸送道路の無電柱化、橋梁の耐震化等を推進し支援ルートを確保する必要があるとともに、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開について、県として行動計画を策定する必要がある。</u></p>
89	国の取組の反映	<p><u>(災害派遣精神医療チーム (DPAT) の派遣体制の構築)</u></p> <p>○ <u>避難所では災害による様々なストレスによって心身の不調をきたした住民に対する支援を行うチームの派遣体制の構築を進めていく必要がある。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
89	時点修正	<p><u>(予防接種や消毒、害虫駆除等の実施)</u></p> <p>○ <u>感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等を速やかに実施するための体制等を構築しておく必要がある。</u></p>	<p>○ <u>感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒、害虫 駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築する必要がある。</u></p>
89	時点修正	<p><u>(避難所における衛生管理)</u></p> <p>○ <u>避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを推進する必要がある。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
89	時点修正	<p><u>(広域火葬体制の構築)</u></p> <p>○ <u>大規模災害により、被災市町村が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあるため、近隣都県の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築しておく必要がある。</u></p> <p><u>(毒物・劇物による危害防止)</u></p> <p>○ <u>毒物・劇物製造業等への立入検査等により事故防止を指導し、危険防止を図る必要がある。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

		4) エネルギー	4) エネルギー
89	時点修正	<p><u>(燃料の仮貯蔵等)</u></p> <p>○ <u>震災時等において、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるように、燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインの関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。</u></p>	○ <u>製油所の供給能力維持のため、施設やシステムの災害対応力強化を図る必要がある。</u>
89	時点修正	<p><u>(エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化)</u></p> <p>○ <u>首都圏ひいては全国へのエネルギー等の供給源である京葉臨海コンビナートが被災した場合、広い範囲にわたり生活・経済活動に大きな支障が生じることから、特定事業所の自衛防災組織の活動について、エネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置き、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図るため、合同訓練を実施するなど、石油コンビナート地域の耐災害性を強化する必要がある。</u></p> <p><u>また、コンビナートの危機管理能力を備えた人材育成に、産学官が連携して取り組む必要がある。</u></p> <p><u>(コンビナート周辺対策)</u></p> <p>○ <u>火災や煙または有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制の構築を図る必要がある。</u></p> <p><u>(危険物取扱施設の耐震化)</u></p> <p>○ <u>危険な物質を取り扱う施設の耐震化を着実に推進する必要がある。</u></p>	
89	時点修正	<p><u>(燃料供給ルートの確保)</u></p> <p>○ <u>燃料供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。</u></p>	○ <u>発災後の燃料供給ルートを確実に確保するため、迅速な輸送経路啓開に向けて関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る必要がある。</u>
89	時点修正	<p><u>(自家発電設備の整備)</u></p> <p>○ <u>災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の整備等の推進を図る必要がある。</u></p>	○ <u>各家庭や避難所、医療施設等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。</u>
89	時点修正	<p><u>(災害時において事業所内に電力を供給するための自立・分散型</u></p>	

89	地域特性の反映	<p>エネルギー設備の導入支援)</p> <p>○ <u>災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。</u></p> <p><u>(洋上風力発電の導入促進)</u></p> <p>○ <u>太平洋岸の沖合は、洋上風力発電の導入可能性が高いことから、導入を促進するとともに、地域に対し、導入後の発電電力の災害時での活用について検討を促していく必要がある。また、洋上風力発電の安定的な運用のためにはメンテナンス港が必要である。</u></p>	<p>○ <u>災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、エネルギー供給源の多様化を図るため、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。</u></p>
89	時点修正	<p><u>(石油コンビナート地域の防災体制の強化)</u></p> <p>○ <u>石油製品の安定供給体制の強化を図るため、石油コンビナート等防災計画の見直し、特定事業所の自衛防災組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図るとともに、石油コンビナートに係る設備の耐震化や護岸の強化等における事業所の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。</u></p>	<u>(新設)</u>
89	時点修正	<p><u>(既存高圧ガス設備の耐震性向上)</u></p> <p>○ <u>新規設置する高圧ガス設備に加え、既存の重要度の高い高圧ガス設備にも高圧ガス保安法に基づく最新の耐震設計基準に適合するよう事業者に対策を求めていく必要がある。</u></p>	<u>(新設)</u>
89	地域特性の反映	<p><u>(大規模停電対策)</u></p> <p>○ <u>台風等による風倒木に起因する電柱倒壊で広範囲に長期間の停電が発生した場合、県民生活や経済活動に大きな被害が発生することから、電力会社等と連携して災害時の早期電力復旧に取り組む必要がある。</u></p> <p>○ <u>停電被害を未然に防止するため、平時においても危険木の事前伐採に電力会社と連携して取り組み、電力供給網の予防保全を図る必要がある。</u></p>	<u>(新設)</u>
5) 情報通信		5) 情報通信	

(メディアに対する情報提供)

○ 災害時に県から各メディア等に対し、被害情報、避難情報等を迅速かつ正確に提供する体制を強化する必要がある。

(災害情報の収集・伝達手段の多様化)

○ 県民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築するため、情報収集においては、既存の防災情報システム等に加え、AIを活用してTwitter等のSNSからも情報収集を行うとともに、情報発信においても、防災行政無線やLアラート、防災ポータルサイト、防災メール、コミュニティFMに加え、SNSを活用することにより、情報収集力、情報発信力の更なる多様化及び強化充実を図る必要がある。

(外国人旅行者・外国人県民に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達)

○ 災害が発生したときに観光・宿泊施設にいる訪日外国人と日本人とでは、言語の問題からアクセスできる情報に格差が生じることから、各施設において外国人を速やかに誘導し、適切な情報提供を行える体制の整備を促すため、具体的な対処方法等について周知を図る必要がある。

○ 災害が発生したときに、防災知識や日本語の理解が十分でない外国人県民が適切な避難行動をとり、円滑な避難所滞在ができるよう、平時における防災知識の普及や災害時の多言語による情報提供を県と市町村、国際交流協会等が連携して行うほか、市町村が行う避難所での提供情報の多言語化や外国人避難者への相談対応等の取組を支援する必要がある。

(国内外への情報発信)

○ 災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信するとともに、複数の情報伝達経路の確保に努める必要がある。

(防災関係機関の情報通信手段の多様化等)

○ 防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や非常用電源の確保等を進める必要がある。

(孤立集落対策の支援)

○ 孤立集落発生時における外部との通信手段の確保など、市町村の孤立集落対策を支援する必要がある。

○ 防災行政無線のデジタル化の推進等により、市町村や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。また、テレビ・ラジオ 放送や携帯電話等の通信手段が中断した際にも、情報提供・通信ができるよう、防災行政無線やLアラート、防災ポータルサイト、防災メール、コミュニティFM等を通じ、県民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築する必要がある。

		6) 産業構造	6) 産業構造
90	時点修正	<u>(民間企業におけるBCPの策定促進及びBCMの普及推進)</u> ○ 災害発生時に県内企業の99.8%を占める中小企業の活動が停止した場合、事業の中断などによる経済的損失が生じることから、 <u>セミナーを通じた啓発を行うとともに、相談、専門家派遣等の支援により中小企業のBCP策定を促進する必要がある。</u> 例えば、企業が集積している工業団地などにおける企業間連携による効率的なBCP作成・運用も含め促していく必要がある。	○ 災害発生時に県内企業の99.8%を占める中小企業の活動が停止した場合、事業の中断などによる経済的損失が生じることから、中小企業のBCP策定を促進する必要がある。例えば、企業が集積している工業団地などにおける企業間連携による効率的なBCP作成・運用も含め促していく必要がある。
90	時点修正	<u>(中小企業に対する資金調達支援)</u> ○ <u>金融機関と連携し、災害発生時における中小企業の資金調達を支援する必要がある。</u>	<u>(新設)</u>
90	地域特性の反映	<u>(広域的災害発生時の工業用水道施設の復旧における応援体制の確保)</u> ○ 大規模災害時に速やかに復旧するため、近隣の工業用水道事業者と広域的な応援体制や復旧資材のバックアップ体制の整備が必要である。 <u>(工業用水道施設の強靱化の推進)</u> ○ 県営工業用水道については、 <u>管路等の耐震化を進めているが、令和2年度末では耐震適合率は管路延長の55.8%であり、水管橋においては15%にとどまっている。</u> 大災害時においても安定した工業用水の供給を継続するため、管路等の耐震化に努める必要がある。 ○ <u>長期停電や施設の浸水による工業用水の長期間にわたる供給停止を避けるための施設整備を促進する必要がある。</u>	○ 大規模災害時に速やかに復旧するため、近隣の工業用水道事業者と広域的な応援体制や復旧資材のバックアップ体制の整備が必要である。 ○ 県営工業用水道については、大災害時においても安定した工業用水の供給を継続するため、管路等の耐震化に努める必要がある。
90	移項 (6から12へ)	<u>(削除)</u>	<u>(新設)</u> ○ <u>復旧・復興を担う建設業等においては、技能労働者等の高齢化の進展等担い手不足等の課題があり、人材の確保・育成に向けた取組、環境づくりを進める必要がある。また、災害時における応急業務等の連携が図られよう、各種団体との応急業務協定を締結しているが、災害時に有効に機能するよう、平時から防災訓練や道路啓開訓練等を通じて実効性を高める必要がある。</u>
90	時点修正	<u>(金融機関の建物等の耐災害性の向上、BCP策定等の促進)</u>	<u>(新設)</u>

	<p>○ 県内の金融機関では、建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCP策定・実効性向上等が進められているが、各金融機関によって進捗状況が異なるため、状況の把握に努める必要がある。</p>	
90	<p>時点修正</p> <p>7) 交通・物流 (無電柱化の推進) ○ 市街地における緊急輸送道路や防災拠点へのアクセス道路等での無電柱化を推進し、災害に強い道路の整備を進める必要がある。 (道の駅の防災機能強化) ○ 災害時に避難場所や救助部隊の活動拠点等にもなりえる、「道の駅」の防災機能の強化を促進する必要がある。 (道路の法面对策) ○ 道路の防災、震災対策として緊急輸送道路を含む国道・県道の法面对策を着実に推進する必要がある。また、法面の適切な維持管理については維持管理計画を策定し、それに基づいた計画的な法面の補修、施設の更新を行う必要がある。 (道路橋梁の耐震化) ○ 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路の防災、震災対策として緊急輸送道路を含む国道・県道の橋梁の耐震化を着実に推進する必要がある。 (道路の防災対策) ○ 道路の防災、震災対策を着実に推進する必要がある。 (インフラの防災対策) ○ 道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する必要がある。 (緊急輸送道路を含む国道、県道等の整備と適切な維持管理) ○ 災害時における応急対策活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、緊急輸送道路や避難路を含む国道・県道の整備や連続立体交差事業を推進する必要がある。また、災害時においてもこれらの機能を維持するため、適切な維持管理を行う必要がある。 (沿道建築物の耐震化の促進)</p> <p>時点修正</p>	<p>7) 交通・物流</p> <p>○ 災害時における応急対策活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、緊急輸送道路や避難路を含む国道・県道の整備や連続立体交差事業を推進する必要がある。また、災害時においてもこれらの機能を維持するため、適切な維持管理を行う必要がある。</p>

90	時点修正	<p>○ <u>緊急輸送道路等の沿道の建築物が倒壊し、道路を閉塞することにより、災害時における避難、物資の供給及び救助活動等が十分になされないおそれがあることから、沿道の建築物の耐震化を図る必要がある。</u> <u>(道路啓開計画策定)</u></p>	<p>○ <u>緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進する。</u></p>
90	移項（7から12へ）	<p>○ <u>首都直下地震等の大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開について、行動計画を策定する必要がある。</u> <u>(削除)</u></p>	<p>○ <u>発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る必要がある。</u></p>
90	時点修正	<p><u>(代替性確保のための道路ネットワークの強化)</u> ○ <u>災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、圏央道や北千葉道路等の高規格道路の整備を促進するとともに、県境橋梁を含む国道・県道の整備を進める必要がある。</u></p>	<p>○ <u>災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、圏央道、外環道、北千葉道路など高規格幹線道路等の整備を促進するとともに、地域高規格道路や県境橋梁を含む国道・県道の整備を進める必要がある。</u></p>
90	時点修正	<p>○ <u>道路ネットワークの機能強化のため、圏央道の県内区間の全線開通や圏央道、富津館山道路における暫定2車線区間の早期4車線化をはじめ、国道127号や国道357号などの改良を促進する必要がある。</u> ○ <u>東京湾岸道路の千葉地区専用部や未整備区間、新たな湾岸道路、千葉北西連絡道路などの計画の具体化を図る必要がある。</u> <u>(都市防災機能を有する街路の整備推進)</u></p>	<p>○ <u>道路ネットワークの機能強化のため、圏央道や館山道の暫定2車線区間の早期4車線化をはじめ、国道127号や国道357号などの改良を促進する必要がある。</u></p>
90	時点修正	<p>○ <u>災害時の被害を軽減するため、延焼遮断帯、緊急車両の進入路・避難路として機能する街路の整備を推進する必要がある。</u> <u>(鉄道の耐震化)</u></p>	<p>○ <u>災害時の被害を軽減するため、延焼遮断帯、緊急車両の進入路・避難路として機能する街路の整備を推進する必要がある。</u></p>
90	時点修正	<p>○ <u>災害時において、鉄道利用者等の安全確保及び輸送機能の維持など安全性の向上を図るため、これまでも高架橋及び橋上駅舎の耐震補強を進めてきたが、未実施箇所について引き続き耐震補強を促進する必要がある。</u> <u>(空港機能の早期復旧)</u></p>	<p>○ <u>都市部における鉄道施設の耐震対策は着実に進んでいるが、まだ進捗途上にある。</u></p>
90	時点修正	<p>○ <u>発災後、空港機能が早期復旧できるよう、関係機関の情報共有体制を保持する必要がある。</u></p>	<p>○ <u>発災後、空港機能が早期復旧できるよう、関係機関の情報共有体制を強化する必要がある。</u></p>

90	移項（7から13へ）	<u>（削除）</u>	○ <u>民間物流施設の活用、協定の締結等により、県、市町村、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築し、実効性を高めていく。</u>
90	時点修正	<u>（港湾における津波避難対策の検討）</u> ○ <u>港湾地域において浸水被害が想定されるエリアについては、市が策定する津波避難計画に港湾の特殊性を考慮した対策を反映できるよう支援する必要がある。</u> <u>（耐震強化岸壁の整備）</u> ○ <u>災害の発生により各都市を結ぶ輸送路に重大な被害が生じた場合、多くの背後人口を抱える県内において、救援物資や救援救護要員の輸送を可能とする緊急輸送の施設が不足している現状であることから、耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、救援・復旧支援基礎用地としてのオープンスペースを整備する必要がある。</u> <u>（港湾BCPの見直し・改善）</u> ○ <u>港湾施設の多発同時被災による海上輸送機能の停止に対応するため、港湾のBCPの見直し等に取り組み、実効性の向上を図る必要がある。</u> <u>（港湾施設の防災対策）</u> ○ <u>港湾施設の耐震性能の強化等をする必要がある。</u>	○ <u>避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波からの避難を確実にを行うため、港湾における津波避難対策を検討し、津波避難行動の啓発や実践的な避難訓練等を関係機関が連携して進める必要がある。</u> ○ <u>港湾施設の多発同時被災による海上輸送機能の停止に対応するため、港湾のBCPの見直し等に取り組み、実効性の向上を図る必要がある。</u>
90	時点修正	<u>（代替輸送路等の確保）</u> ○ <u>山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。</u>	<u>（新設）</u>
90	時点修正	<u>（陸・海・空の連携によるネットワークの強化）</u> ○ <u>首都直下地震等の大規模災害により、東京湾岸が被災した場合には、北関東・東北方面からの支援の受け入れが重要となることから、応援受援計画に基づき支援を円滑に受け入れるため、訓練等で検証を行い計画の実効性を確保するとともに、主要な輸送ルートとなる東関東道や圏央道のほか、これにアクセスする銚子連絡道路等の道路網の充実、重要港湾化の構想があった名洗港の機能強化や漁港の利活用の検討、成田空港の活用等、それぞれの管理者との連携を密に行い、陸・海・空の連携によるネットワークの強化を図る必要がある。</u>	<u>（新設）</u>

90	時点修正	<p><u>(漁港施設の耐震化等)</u></p> <p>○ <u>東日本大震災での被害や検証結果を踏まえ、震災時に緊急輸送ネットワークを確保するために、地域防災計画において設定した防災拠点漁港や、その他水産物流通の拠点となる漁港の耐震化を進める必要がある。</u></p> <p><u>(輸送ルートの確保)</u></p> <p>○ <u>陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。</u></p> <p><u>(農林道・農道橋等の保全対策の推進)</u></p> <p>○ <u>災害時に複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する農林道の整備や適正な維持補修を推進する必要がある。</u></p> <p><u>(農林道の迂回路等としての活用・保全及び情報共有等の促進)</u></p> <p>○ <u>迂回路として活用できる農林道等について、被災により集落を孤立させる可能性のある農林道の保全を優先的に進めるとともに、幅員、通行可能荷重等の情報共有を図る必要がある。</u></p>	(新設)
90	時点修正	<p><u>(富士山噴火による降灰対策)</u></p> <p>○ <u>富士山噴火による降灰は広範囲に及び、本県においても、様々な分野への影響が想定されるため、火山灰による影響を軽減する対策を検討する必要がある。</u></p>	
90	時点修正	<p><u>(緊急輸送のための交通の確保)</u></p> <p>○ <u>直下地震が発生した際、必要な対応を行うために策定している交通規制計画等について、実効性が図れるよう適宜見直しを行う必要がある。</u></p>	
90	移項 (7から12へ)	<p><u>(削除)</u></p>	<p>○ <u>道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成の視点に基づく横断的な取組により、迅速な道路啓開、復旧の体制を整備する必要がある。</u></p>
91	時点修正	<p>8) 農林水産</p> <p><u>(海岸防災林の整備)</u></p> <p>○ <u>九十九里平野における海岸県有保安林は、松くい虫被害、湿</u></p>	<p>8) 農林水産</p> <p>○ <u>農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、</u></p>

地化及び東日本大震災に伴う津波により被害を受けており、現状では十分な防災・減災効果を発揮できない可能性があり、引き続き津波対策軽減効果を考慮したクロマツ等の植栽を進める必要がある。

(土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立(継続計画策定)の推進及び体制強化)

○ 土地改良施設は農業生産基盤であるとともに、地域防災を担っており、被災した場合には経済活動や地域住民の生活等への影響が大きいことから、災害からの速やかな復旧に向け、施設管理者の業務継続体制を確立するよう、事業継続計画(BCP)の策定を推進する必要がある。

(水産物の一連の生産・流通過程におけるBCP策定等の推進)

○ 地震に伴う津波被害をはじめとした大規模自然災害により、水産物の生産・流通の中核となる漁業協同組合等の団体等が被害を受けることが想定されることから、当該団体等における事業の継続・早期再開を図るために、BCPの策定等災害時の対応に対する意識の向上を図ることが必要である。

(ため池の耐震化)

○ 大規模地震等により被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業用ため池の地震被害を防止するため、耐震対策を推進する必要がある。

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

○ 安定した農業用水を維持するとともに、農地の持つ雨水の貯留や土壌流出の防止など国土保全機能を保持するため、地域資源である農業水利施設の機能診断等の実施を通じ、計画的な整備、補修及び更新を行う必要がある。

(農地等の適切な保全管理)

○ 農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動や中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施への支援を行う必要がある。

(森林の国土保全機能の維持・発揮のための多様で健全な森林の整備等)

○ 間伐等の森林整備が適切かつ十分に行われないことにより、森林の有する雨水等による土壌の侵食・流出を防ぐ山地災害防

基幹的農業水利施設、漁港施設等の耐震対策や長寿命化計画の策定、農村の排水対策、治山対策等のハード対策を進めている。しかしながら、漁港の耐震化、水利施設の耐震設計・照査や機能保全計画の策定と施設整備には時間を要することや、整備途上で災害が発生し得ること等から、ハード対策の推進や施設管理者のBCP策定等のソフト対策の充実を図る必要がある。

○ 農山漁村における人命・財産の保護に向けて、自然災害の多発に加え、地球温暖化等による災害の発生リスクの高まりが懸念されるため、農山漁村において、漁港・漁村の防災機能の強化、山地災害防止等の防災・減災対策をハード、ソフト対策を組み合わせる必要がある。

○ 農山漁村においては、人口の減少や高齢化等が進行し、農地や森林等の保全・管理を適切に行うことが困難となりつつあり、農地・森林等の有する県土保全機能が損なわれるおそれがあることから、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備、適切な間伐等を推進する必要がある。

91	時点修正	<p><u>止機能及び洪水緩和機能や、二酸化炭素の吸収源を確保する地球温暖化対策等の機能が著しく低下するため、適切に森林整備を進める必要がある。</u></p> <p><u>(山村コミュニティによる森林整備・保全活動の推進)</u></p> <p>○ <u>農山村では、人口の減少や高齢化の進行、有害鳥獣の増加などにより、森林の保全・管理を適切に行う事が困難になりつつある。それにより、森林荒廃など、森林の有する県土保全機能(土砂崩壊防備、水源のかん養等)が損なわれる恐れがあるため、里山整備などの対策を講じる必要がある。</u></p> <p><u>(荒廃地等における治山施設の整備)</u></p> <p>○ <u>地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、山地災害発生リスクの高まりが懸念されるなか、山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、危険箇所的重要性や緊急性を考慮し、効率的、効果的な治山施設の整備を進める必要がある。</u></p> <p><u>(農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進)</u></p> <p>○ <u>農村地域の災害未然防止や国土保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業水利施設等の整備・補強を推進する必要がある。</u></p> <p><u>また、集中豪雨や大規模地震等で崩壊した場合の経済活動及び住民生活等に影響が大きい地すべり防止施設については、土砂災害の被害を最小限に抑えるため、整備を推進する必要がある。</u></p>	<p>○ <u>地域コミュニティ等との連携を図りつつ、また、地域に根差した植生の活用等、自然との共生の視点も含めて、森林・農地等の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。</u></p>
91	時点修正	<p><u>(食料安定供給のためのほ場整備の推進)</u></p> <p>○ <u>大規模自然災害による全国的な食料不足等に備え、首都圏の食料供給基地として、生産性の高い農業を実現するため、水田の大区画化や畑利用等が可能となるほ場整備を推進する必要がある。</u></p>	(新設)
91	時点修正	<p><u>(卸売市場施設整備の推進)</u></p> <p>○ <u>県内卸売市場は、県民生活に必要な不可欠な生鮮食料品等の基幹的な流通ルートであるが、耐震整備が遅れている状況にあり、今後災害が発生した場合、産地から消費者へ生鮮食料品等の供給が困難になることが懸念される。BCPの策定及び災害</u></p>	(新設)

91	地域特性の反映	<p><u>時における市場間連携協定の締結は一部にとどまっており、災害時も食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。</u></p> <p><u>(災害に強い森づくりの促進)</u></p> <p><u>○ 風倒木等による災害を未然に防止するため、市町村が行うインフラ周辺の事前伐採等の森林整備を支援する必要がある。</u></p>	(新設)
91	地域特性の反映 外部意見の反映	<p>9) 県土保全</p> <p><u>(津波対策の推進)</u></p> <p><u>○ 県民が津波から安全に避難できるよう、避難のための津波浸水予測図などの基礎データの提供や津波避難計画策定指針の改定、作成に対する助言などにより、市町村の津波避難計画、津波ハザードマップ作成を支援し、津波避難による津波対策の強化を推進する必要がある。</u></p> <p><u>(海岸保全施設整備による、津波・高潮・侵食対策)</u></p> <p><u>○ 海岸保全施設の整備により、津波・高潮・侵食に対して、計画的かつ着実に対策を進める必要がある。水門、樋門の自動化等の状況を踏まえ、この推進等により、確実な運用体制の構築や操作員の安全の確保を図る必要がある。</u></p> <p><u>(津波・高潮ハザードマップ作成支援等減災対策)</u></p> <p><u>○ 津波に関しては平成23年12月に津波防災地域づくりに関する法律が制定、高潮に関しては平成27年7月に水防法が改定され、浸水想定の設定をすることとなった。それを受け、想定し得る最大規模の津波・高潮に対する避難体制等の充実と強化が必要である。</u></p> <p><u>(海岸保全施設の耐震・液状化対策)</u></p> <p><u>○ 海岸保全施設の耐震・液状化対策等を計画的かつ着実に進め、これにより防護機能の低下による浸水被害を防止する必要がある。</u></p> <p><u>(津波避難体制の強化)</u></p> <p><u>○ 速やかな避難行動に役立つ海拔表示の看板等の設置や畜光式の看板の設置を支援する必要がある。</u></p> <p><u>(大規模水害対策の推進)</u></p>	<p>9) 県土保全</p> <p><u>○ 大雨や地震等に起因して発生する河川・海岸・土砂等の自然災害に対して、ハード施設の整備により対策を進める必要がある。これと共に、ハザードマップの作成推進、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。</u></p> <p><u>○ 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。また、内水ハザードマップや洪水ハザードマップ等の各種ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。</u></p>

- 洪水ハザードマップや内水ハザードマップ等の各種ハザードマップの作成支援をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。
(洪水ハザードマップの作成支援等減災対策)
- 現行の洪水に係る浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップの作成を行っているところであるが、平成27年7月に水防法の改定があり、浸水想定の設定をすることとなったことにもない、想定し得る最大規模の洪水に対する避難体制等の充実と強化が必要である。
(内水ハザードマップの作成支援等減災対策)
- これまでも市町村による内水ハザードマップの作成が行われていたところであるが、平成27年7月に水防法の改定があり、浸水想定の見直しを図ることとなったことにもない、想定し得る最大規模の内水に対する避難体制等の充実と強化が必要である。
(水害に強い地域づくり(河川))
- 河道掘削・築堤等による河道改修や調節池、流域貯留浸透施設等の整備を進めるとともにダムの改良・更新を進める必要がある。
また、気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を推進していく必要がある。
これらの県事業のほか、国直轄事業である利根川、江戸川の堤防整備を促進する必要がある。
(雨量・河川水位の情報伝達)
- 頻発する局地的豪雨による被害を最小限にするため、雨量・河川水位の的確な情報提供を行う必要がある。
(激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策)
- 地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等のハード整備及び長寿命化計画を推進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。また、土砂災害防止法に基づき、基礎調査結果を関係住民及び市町村に周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を着実に進め、警戒避難体制の整備や住宅の

新規立地の抑制等のソフト対策を推進する必要がある。
(土砂災害警戒区域の指定による警戒避難体制の整備等への支援)

○ 令和元年度末までに基礎調査が完了した箇所の土砂災害警戒区域等の指定が、令和3年5月末までに全て完了し、また、最新の高精度な地形情報や市町村からの情報提供により、新たに選定・公表した「基礎調査予定箇所」について、市町村と連携して基礎調査及び区域指定を進め、市町村が行う警戒避難体制の整備等について、引き続き支援する必要がある。

(土砂災害警戒情報の発表)

○ 大雨による土砂災害の恐れがある場合に、市町村における避難指示の発令判断や住民の自主的な避難行動に繋がる防災気象情報として、銚子地方气象台と共同で、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当)を迅速かつ的確に発表する必要がある。

(土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施・緊急情報の通知)

○ 大規模な地すべりが発生した場合(地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合や、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合)は、土砂災害防止法第28条により、緊急調査を実施し市町村への情報提供を迅速に行う必要がある。

(盛土の崩落を防ぐ安全対策)

○ 都市計画法に基づく開発行為については、許可基準に基づき、適切に審査・検査等を行うとともに、同法に違反する不適正な盛土による崩落等を防止するため、関係市町村と連携し、事業者への指導を行うなど、適正な宅地開発の履行を促進する必要がある。

○ 農地については、不適正な盛土による崩落・地すべりを防止するため、市町村等の関係機関との連携により、監視の強化と事業者への指導、悪質な事業者への行政処分の徹底等を図る必要がある。

○ 森林法に基づく開発行為については、審査基準に基づき、適切に審査等を行うとともに、同法に違反する不適正な盛土による崩落等を防止するため、市町村等の関係機関との情報共有を図りながら、事業者への工事の進捗状況の確認や現地調査を適時に実施し、施工状況に応じたきめ細やかな指導を行うなどの

		<p><u>現場の監視を強化し、また、計画どおり施工されていない場合等の危険性を的確に把握し、事業者への適切な指導を行うなど、適正な林地開発行為の履行を図る必要がある。</u></p> <p>○ <u>なお、残土及び再生土による埋立てについては、汚染物質の混入等や、不適正な堆積構造による崩落を防止するため、市町村等の関係機関との連携により、監視の強化と事業者への指導、悪質な事業者への行政処分の徹底等を図る必要がある。</u> <u>(河川監視体制の強化)</u></p> <p>○ <u>住民の迅速な避難行動に繋げるため、きめ細かな水位監視に努めるとともに、洪水時の水位観測に特化した危機管理型水位計の設置を進める必要がある。</u> <u>また、住民の自発的な避難行動に結びつくよう、河川監視カメラを設置する必要がある。</u> <u>(河川管理施設における停電対策の推進)</u></p> <p>○ <u>治水ダムについて、大規模停電時も業務を継続できるよう、予備発電機の燃料調達を確実にするための体制を構築するとともに、予備発電設備機能を強化する必要がある。</u></p> <p>○ <u>予備電源が確保されていない排水機場について、停電時に施設機能が確保できるようにする必要がある。</u> <u>(地籍調査の促進)</u></p> <p>○ <u>地震、津波、土砂災害等の被害から土地境界等が不明確になり、災害等からの復旧・復興が大幅に遅れる事態が発生するため、地籍調査の更なる推進を図る必要がある。</u></p>	
91	時点修正		<p><u>(新設)</u></p> <p>○ <u>海岸保全施設、砂防関係施設、下水道施設等の長寿命化計画を策定し、計画に基づいた維持管理、施設の更新を推進する必要がある。</u></p>
91	移項 (9から14へ)	<p><u>(削除)</u></p>	
92	時点修正	<p>10) 環境</p> <p><u>(災害廃棄物対策指針に基づく自治体による災害廃棄物処理計画の作成促進)</u></p> <p>○ <u>災害廃棄物は、廃棄物処理法で一般廃棄物に区分され、被災市町村に処理責任がある。東日本大震災のような大規模災害時には、市町村が通常処理していないような性状の廃棄物が、一度に大量に発生し、通常の廃棄物処理体制では、迅速かつ適正</u></p>	<p>10) 環境</p> <p>○ <u>大規模な災害を想定した場合、通常の廃棄物処理体制では対応が困難であり、広域処理も含めた災害廃棄物処理計画の策定が必要であるところ、市町村における災害廃棄物処理計画の策定率は低いことから、計画策定を促進する必要がある。</u></p>

な廃棄物処理が困難なことが想定される。市町村の災害廃棄物処理計画が未策定の場合や、策定していても大規模災害に対応していない場合には、災害廃棄物の処理が停滞することにより、復興が大幅に遅れる事態が懸念されることから、災害廃棄物処理計画の策定や見直しを進める上で必要な技術的な支援を図る必要がある。

(一般廃棄物処理施設の防災機能の向上)

○ 国が策定した「廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月）」を踏まえて、市町村及び一部事務組合は、地域の核となる廃棄物処理施設が地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、浸水対策等を着実に推進する必要がある。また、県はその実施にあたり必要な技術的支援を行う必要がある。

(災害廃棄物仮置場整備の支援)

○ 市町村は、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成30年6月）」を踏まえ、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、仮置場の候補地の選定を推進する必要がある。また、県は、市町村に対し、必要に応じて技術的な支援を行う必要がある。

(浄化槽台帳システムの整備の促進等による浄化槽の災害対応力の強化)

○ 浄化槽台帳システムは、浄化槽の設置場所、浄化槽管理者の住所・氏名、維持管理情報、法定検査情報、浄化槽メーカー、処理対象人員等を記録するものであり、災害が発生した場合における被災浄化槽の迅速な情報収集のためにも、その適正な運用が必要である。

(浄化槽の整備促進)

○ 老朽化した単独処理浄化槽から、災害に強い新しい合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。千葉県においては、令和2年3月末時点で、単独処理浄化槽は約32万基、合併処理浄化槽は約26万基と、単独処理浄化槽がいまだ、全体の6割を占めている。

(有害・危険物質対応資機材の整備)

○ 河川・海岸・港湾区域において油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するため、対応資機材を確保する必要がある。

○ 大規模な災害により大量の災害廃棄物が発生した場合に対応できる廃棄物処理施設や仮置場として使用できる場所が十分には確保できていないため、場所の事前確保等の対策を進める必要がある。

○ 浄化槽について、被災の影響を受ける可能性の高い浄化槽等の設置・管理状況の自治体による把握や、耐震性に関する評価手法が十分でなく、大規模な災害時に住民生活等に影響が出るおそれもあり、その対応強化を図る必要がある。

(新設)

92 時点修正

92 時点修正

92	時点修正	<p>(有害物質の流出等への対応)</p> <p>○ <u>大規模地震等により河川等で異常水質の発生が確認された際、有害物質等の大規模拡散・流出を防止するため、又は大気中に有害物質が排出される事故が発生した際、周辺の区域における人の健康の保護及び生活環境の保全に資するため、迅速に情報収集を行い、各関係機関との連絡調整を行う体制を維持する必要がある。</u></p> <p>(災害廃棄物処理の支援体制の構築)</p> <p>○ <u>大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る必要がある。</u></p>	<p>○ <u>災害の規模等によっては、地方公共団体等のリソースの不足や対応能力の限界が生じ、有害物質の漏洩等が発生し、人々の健康被害が生じるおそれがあり、これに対する対応を進める必要がある。</u></p>
92	時点修正	<p>(自然公園や自然環境保全地域等の適切な管理)</p> <p>○ <u>国定・県立自然公園区域や自然環境保全地域などにおける豊かな自然は減災機能を有しており、無秩序な開発行為等は災害リスクを増大させる懸念があることから、法令に基づき適切に管理する必要がある。</u></p>	<p>(新設)</p>
92	時点修正	11) リスクコミュニケーション	
92	時点修正	<p>(地震対策の推進)</p> <p>○ <u>地震・津波による被害軽減施策を進めるため、被害想定調査の結果を踏まえた減災目標を平成29年7月に改訂したところであり、目標を達成するための取組を進める必要がある。また、県民の防災意識の向上を図るため、各地域における災害リスクを分かりやすく県民に伝える必要がある。</u></p> <p>(集中豪雨時の道路ネットワーク確保)</p> <p>○ <u>ゲリラ豪雨等の集中豪雨時において、立体交差部（アンダーパス）等の冠水による交通分断は、救急・救援活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障となるため、冠水箇所所周知などを行う必要がある。</u></p>	<p>○ <u>国土強靱化を進める上で、全ての関係者が自助、共助、公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動するよう、国土強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションの機会が継続的に与えられる必要がある。</u></p>
92	時点修正	<p>(大規模災害に備えた自助・共助の取組の強化)</p> <p>○ <u>災害時の被害の最小化を図るためには、地域防災力の向上が重要であることから、県民一人ひとり及び地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図るため、防災教育の推進や</u></p>	<p>○ <u>災害時の住民どうしの助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる必要がある。また、防災ボ</u></p>

92	時点修正	<p><u>自主防災組織の育成強化等に努める必要がある。</u></p> <p><u>(地域防災力の向上)</u></p> <p>○ <u>地域一丸となって災害に対応するためには、避難行動を含めた住民自身による自助の取組を促す必要があることから、学校における防災教育や家庭内備蓄等の防災啓発の推進や防災行政無線、防災ラジオ、Ｌアラート、Twitterなど防災情報の提供手段の充実強化を図る必要がある。</u></p> <p><u>併せて、住民相互による共助の取組も促す必要があることから、地域住民の消防団への加入促進や自主防災組織の結成・活動促進等に努める必要がある。</u></p>	<p><u>ランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援等を含め促進する必要がある。</u></p> <p>○ <u>リスクコミュニケーションを進める分野横断的な取組が必ずしも十分でないことから、関係者が連携して取組を進める体制を整備する必要がある。</u></p>
92	基本計画の反映	12) 人材育成	(新設)
92	新設	<p><u>(防災を担う人材の育成)</u></p> <p>○ <u>大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行う必要がある。</u></p>	(新設)
92	新設	<p><u>(防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進)</u></p> <p>○ <u>建設産業の担い手の高齢化、若年層の離職率の高さなどにより、地域を守るべき建設業者が不足し、災害発生時等の対応力が低下する可能性がある。また、災害時における応急業務等の連携が図られるよう、各種団体との応急業務協定を締結しているが、災害時に有効に機能するよう、平時から防災訓練や道路啓開訓練等を通じて実効性を高める必要がある。さらに、応急復旧の迅速化を図るため、情報化施工等、有用な技術の普及を図る必要がある。</u></p>	(新設)
92	新設	<p><u>(建物被害認定体制の充実)</u></p> <p>○ <u>大規模災害時に迅速・公平に被災者を支援し、速やかな復旧を図るため、市町村における罹災証明書の交付にかかる建物被害認定を行うための職員の養成が必要である。</u></p>	(新設)
93	基本計画の反映	13) 官民連携	(新設)

93	移項 (7から13 へ)	<p><u>(支援物資の調達・供給体制の構築)</u></p> <p>○ <u>民間物流施設の活用、協定の締結等により、地方公共団体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築し、実効性を高めていく必要がある。</u></p>	<u>(新設)</u>
93	移項 (1から13 へ)	<p><u>(災害時の石油類燃料の確保)</u></p> <p>○ <u>災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、石油商業組合や石油連盟との協定等に基づく供給体制の整備を図る必要がある。</u></p>	<u>(新設)</u>
93	移項 (3から13 へ)	<p><u>(医師会等との連携強化)</u></p> <p>○ <u>広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会の災害時協定など連携の強化を推進する必要がある。</u></p>	<u>(新設)</u>
93	新設	<p><u>(農林水産物・食品等の生産・加工・流通を含むサプライチェーンの機能維持対策)</u></p> <p>○ <u>千葉県は、地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民を救助するための食料の調達及び供給に関し全国農業協同組合連合会千葉県本部等農林水産関係団体を通じ協定を結んでいるところであるが、引き続きサプライチェーンの機能維持対策を図る必要がある。</u></p>	<u>(新設)</u>
93	移項 (4,6,7から 13へ)	<p><u>(災害時石油供給連携計画の実効性確保)</u></p> <p>○ <u>訓練への参加等により災害時石油供給連携計画の実効性の確保を図る必要がある。</u></p> <p><u>(ライフライン事業者等との連携強化)</u></p> <p>○ <u>大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、県内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、国、県、市町村、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を定期的実施する必要がある。</u></p> <p><u>(電源途絶に対する予備電源の確保)</u></p> <p>○ <u>非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定に基づく連携体制の充実を図る必要がある。</u></p> <p><u>(輸送手段の確保)</u></p> <p>○ <u>災害時において臨時バスやタクシーなどの代替輸送手段を確保するため、関係機関や事業者との協力体制の確保に努める</u></p>	<u>(新設)</u>

93	新設	<p>必要がある。 <u>(関係機関との災害対応訓練の実施)</u> ○ <u>災害時において被災状況の把握や応急措置など迅速かつ的確に対応できるよう、建設業協会等の関係機関と共に災害対応訓練を実施し、連携強化を図る必要がある。</u></p>	(新設)
93	基本計画の反映	14) 老朽化対策	12) 老朽化対策
93	時点修正	<p><u>(ガス施設等の老朽化対策の推進)</u> ○ <u>耐食性・耐震性に優れた管への取替を促進するとともに、関係機関と連携しつつ、老朽化対策等を推進する必要がある。</u> <u>(道路施設の老朽化対策)</u> ○ <u>災害時の物資輸送に資する交通機能を確保するため、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する必要がある。</u> <u>(集落排水施設の機能診断に基づく老朽化対策の推進)</u> ○ <u>農業集落排水施設について、汚水処理の機能確保のため、機能診断に基づく老朽化対策を計画的に行う必要がある。</u> <u>(海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進)</u> ○ <u>海岸保全施設が、今後大量に施設更新時期を迎えるため、維持管理費用の縮減化や各年の維持管理費の平準化を目的とした長寿命化計画を策定し、その計画に基づいた施設維持管理、施設の更新を図る必要がある。</u> <u>(河川管理施設の維持管理・更新)</u> ○ <u>特に、低平地に人口や財産が集中する県北部では、排水機場等は既に耐用年数を超過しており、長寿命化計画を策定し、延命化を図る必要がある。また、それ以外の河川管理施設は、河川維持管理計画を作成し、巡視・点検を行い、管理に資する必要がある。</u> <u>(港湾施設の戦略的な維持管理の推進)</u> ○ <u>災害時においても社会経済活動の維持に必要な港湾施設が、今後大量に施設更新時期を迎えるため、維持管理費用の縮減化や各年の維持管理費の平準化を目的とした長寿命化計画に基づき、計画的な施設の維持管理や修繕、更新等の長寿命化対策を進める必要がある。</u></p>	<p>○ <u>本県の県民生活や社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上下水道・公園、学校等の生活基盤、農業水利施設・漁港等の食料生産・供給基盤、治水といった県土保全のための基盤、その他の県土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられているが、インフラの老朽化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが課題となっているため、計画的に対応する必要がある。</u></p>

93	時点修正	<p>(一般廃棄物処理施設の老朽化対策)</p> <p>○ <u>市町村及び一部事務組合の財政状況も厳しい中、現在稼働している一般廃棄物処理施設はその多くが建替えや更新を迎える時期に来ていることから、既存の廃棄物処理施設を有効利用するために必要な長寿命化対策等を実施する必要があるところ、十分な対策が実施されなかった場合、大規模災害の発生時において施設の機能維持に支障をきたし、円滑な廃棄物処理が長期間にわたり困難となる事態が懸念されることから、一般廃棄物処理施設の老朽化対策への支援を図る必要がある。</u></p> <p>(行政機関等の機能低下回避)</p> <p>○ <u>公共施設は災害時に防災拠点となるなど、防災上重要な施設としての役割を担っていることから、行政機関等(警察等含む)の施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、「千葉県公共施設等総合管理計画」等に基づく長寿命化対策の中で、耐震対策など計画的な施設整備や適切な維持管理に努める必要がある。</u></p>	<p>○ <u>老朽化したインフラの中には、建設年度や構造形式等の施設諸元や、劣化や損傷等の老朽化の進展状況など、維持管理に必要な情報が不明な施設も多く存在していると同時に、維持管理に係る基準やマニュアル等は管理者間でばらつきが存在するほか、維持管理を担当する技術職員が不足しているなど、制度や体制についても、十分とはいえない面があるため、体制整備支援等を図る必要がある。</u></p>
93	基本計画の反映	15) 少子高齢化対策	13) 少子高齢化対策
93	移項 (15から12へ)	<u>(削除)</u>	<p>○ <u>少子高齢化の進展によって地域における「共助」を支える担い手が不足する事態が予想されることから、消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化と防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を推進する必要がある。また、県民一人ひとり及び地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図る必要がある。</u></p>
93	時点修正	<p>(災害時避難行動要支援者対策の促進)</p> <p>○ <u>避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、各市町村において避難行動要支援者名簿の作成が進められており、今後、さらに名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組を一層促進し、避難支援体制の充実を図る必要がある。</u></p> <p>(福祉避難所の指定促進)</p> <p>○ <u>各市町村において、福祉避難所の指定は進んでいるが、取組</u></p>	<p>○ <u>避難行動要支援者の増加が予想されることから、各市町村における名簿の作成等の取組や、施設整備等の避難環境の整備を促進し、避難支援体制の充実を図る必要がある。また、市町村における福祉避難所の指定を一層促進する必要がある。</u></p>

93	時点修正	<p><u>を一層促進するとともに、要配慮者が避難生活を送るために必要となる備品や設備などの配備・充実、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>○ 道路や上下水道などのインフラの老朽化が進む中、災害時に防災拠点となる公共施設について、耐震対策など計画的な施設整備や適切な維持管理に努めるとともに、道路施設の老朽化対策を実施する必要がある。また、高度経済成長期に整備された住宅の老朽化が進むことから、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。</u></p>
93	時点修正	<p><u>(ヘリコプターによる対策の充実)</u></p> <p><u>○ ヘリコプターによる空路からの孤立地域の救助・救援活動を迅速・円滑に行えるよう、県警・消防・自衛隊、ドクターヘリ等との実動訓練等を通じ、対策を充実させる必要がある。</u></p>	<p><u>○ 高齢化に伴い地域の防災力の低下が懸念されることから、孤立集落発生時における外部との通信手段の確保など、市町村の孤立集落対策を支援するとともに、ヘリコプターによる空路からの孤立地域の救助・救援活動における対策を充実させる必要がある。また、災害時における応急対策活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、緊急輸送道路や避難路を含む国道・県道の整備とともに、適切な維持管理を図る必要がある。</u></p>